

第76回定時総代会議案

会議の目的事項

報告事項

1. 2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 81頁

決議事項

- 第1号議案 2022年度剰余金処分案承認の件 84頁
- 第2号議案 評議員承認の件 85頁
- 第3号議案 取締役11名選任の件 88頁

報告事項

1. 2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2022年度（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

■経営環境

当年度における新型コロナウイルス感染症の国内の新規感染者数は、感染力が強いオミクロン株のBA.5系統への置き換わり等により、2022年7月以降、二度にわたる感染拡大期がありましたが、2023年1月以降は減少傾向が継続しました。

このようななか、日本経済は、同感染症への対応と社会経済活動の両立が進んだことで、個人消費や企業の設備投資等に持ち直しの動きが見られました。

海外においては、コロナ禍による供給制約の継続に加え、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー・食糧の供給不足等の影響から、多くの国や地域で物価が上昇し、いくつかの先進国で金融引き締めが行なわれたことで、欧米中心に長期金利が大きく上昇しました。

一方、国内においては、2022年12月に日本銀行がイールドカーブ・コントロールの運用を一部見直したこと等により、長期金利は小幅に上昇し、日経平均株価は、緩和的な金融政策や円安等を背景に底堅く推移しました。また、ドル円為替は、10月中旬に一時約32年振りとなる150円台まで円安が進行しましたが、その後の日本銀行による為替介入や米国でのインフレピークアウトに伴う金融引き締めの早期終了期待等により、130円台まで円が買い戻されました。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

2020年4月から、最高レベルの危機管理体制を敷き、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置のうえ、地域別に感染拡大状況や自治体の方針等をモニタリングし、リスクレベルに応じた対応方針に基づき、地域ごとに弾力的な業務運営を行なう対応を継続しました。

お客さまと従業員の安全確保のため、引き続き、テレワーク・時差出勤の活用やマスク着用等の「基本的な感染対策の徹底」、感染懸念症状が発生した場合の特別休暇の付与、自宅待機、社費による積極的なPCR検査・抗原検査の実施等の「感染拡大防止の徹底」に取り組みました。

お客さまには、「宿泊施設または自宅等での療養期間も入院給付金・入院治療給付金等の対象とする取扱い」（以下、「みなし入院」）や、同感染症を原因とした死亡・高度障害に対する災害死亡保険金等のお支払いを行ないました。当年度の同感染症を原因とするお支払いは、個人保険・団体保険あわせて、死亡保険金1,788件・100億9,136万円（うち災害死亡保険金223件・7億8,364万円）、入院給付金等62万1,008件・498億3,480万円となり、「みなし入院」の取扱いによる入院給付金等のお支払いが大幅に増加しました。オミクロン株のBA.5系統の感染拡大に伴って入院給付金等の請求件数が急増した2022年8月から12月においては、支払業務を適切に遂行するため、要員を一段と増強して対応しました。

この「みなし入院」の取扱いは、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生したことをふまえ、本来、宿泊施設または自宅等での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、同感染症が感染症法上の入院勧告・措置の対象であること等を勘案し、「入院」と同等とみなして入院給付金等をお支払いする取扱いとして開始しました。一方、オミクロン株のBA.5系統への置き換わり以降、重症者の割合はこれまでと比べて低水準となったこと、また、政府により、2022年9月26日以降、同感染症に係る発生届の範囲が全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されたことをふまえ、「みなし入院」によるお支払いの対象を変更することとしました。具体的には、9月26日以降に同感染症と医師によって診断された方のうち、「みなし入院」によるお支払いの対象を、「重症化リスクの高い方」に該当する「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方」「妊婦の方」の4類型に限定しました。

これに伴い、当社は、変更後の取扱いに関するご案内文書等を作成し、MYリンクコーディネーター等を通じて、お客さまに適切かつ丁寧な説明を行ないました。

■「MY Mutual Way I期」の取組み

（10年計画「MY Mutual Way 2030」）

2020年4月から、「10年後（2030年）にめざす姿」を「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」と定めた10年計画「MY Mutual Way 2030（2020～2029年度）」を開始しました。

4つの重点戦略として「期待を超えるお客さま・地域社会価値の提供」「人とデジタルの効果的な融合」「資産運用・海外収益の中核化」「弾力的な『規律ある相互会社運営』」を定め、お客さま志向のさらなる進化を前提に、長期的に安定した経営を行ないつつ、環境変化に柔軟に対応していくことで、「社会的価値」と「経済的価値」の双方の向上をめざしています。

また、これらの前提・土台となる持続可能な社会づくりに貢献する取組みをいっそう推進する観点から、2022年4月に「企業ビジョン（長期的にめざす姿）」を改正しました。

（MY Mutual Way I期）

2021年4月から開始した3ヵ年プログラム「MY Mutual Way I期（2021～2023年度）」では、「10年後（2030年）にめざす姿」の実現に向けて、「営業・サービス」「基幹機能・事務」「資産運用」「相互会社経営」の各分野において、制度・インフラ等を抜本的に見直す4「大」改革と、お客さまの健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」、豊かな地域づくりへの貢献をめざす「地元の元気プロジェクト」の2「大」プロジェクトに取り組んでいます。

本プログラムの2年目にあたる当年度は、4「大」改革と2「大」プロジェクトの取組みに「デジタルトランスフォーメーション戦略」（以下、DX戦略）を効果的に融合させることで、「10年後（2030年）にめざす姿」への軌道の確保に向けたフェーズチェンジの加速に取り組むとともに、SDGsや気候変動対策に係る推進態勢を確立し、持続可能な社会づくりに貢献する取組みを強化しました。

その結果、保険料等収入は3兆2,036億円（前年度比+31.1%）と、2015年度以来、7年ぶりに3兆

円を超えたほか、企業価値を示すグループサープラスは 79,700 億円（前年度比+3.1%）となりました。また、「お客さま満足度」（※1）は 68.1%と、2006 年の調査開始以降、過去最高値を記録しました。

（※1）「お客さま満足度調査」における総合満足度。「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の 5 つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

■分野別の当年度の主な取組み

【成長戦略（国内生命保険事業）】

【MYリンクコーディネーター等チャネル】

お客さまや地域社会から最も評価される営業職員チャネル体制の構築に向けて、新たな営業職員制度である「MYリンクコーディネーター（営業職員）制度」の運用を 2022 年 4 月から開始し、処遇の引き上げ・安定化等により職業魅力度の向上を図るとともに、お客さまに寄り添ったライフプランニングや定期的なアフターフォローといった従来の役割に加え、お客さまの健康増進や地域社会とのつながりをサポートする活動を、MYリンクコーディネーターの新たな役割に設定しました。

活動面では、引き続きコロナ禍における職域活動の制限が続くなか、地元の J クラブや道の駅との協働イベントの開催、全国の祭事への協賛・運営参画等、地域のさまざまなコミュニティを通じたお客さまとの接点創出に取り組みました。加えて、自治体との連携協定に基づく新たな取組みとして、英国での取組みが進む「社会的処方」（※2）の考え方を参考に、2022 年 10 月から、MYリンクコーディネーターが地域のみなさまの生活課題を確認のうえ、健康増進、子育て、介護・認知症に係る最適な行政サービス情報をご案内する活動（以下、行政サービス案内）を開始しました。

また、コロナ禍でデジタルシフトが進展するなか、タブレット型営業端末「マイスタープラス」を使用したオンライン面談や、お客さま専用WEBサイト「MYほけんページ」でのお手続きの促進、本サイトに簡単にログインできるスマートフォン用「MYほけんアプリ」の活用等、対面での営業活動に非対面での手続き・アクセスを組み合わせた営業モデルの定着を図りました。加えて、「事務サービス・コンシェルジュ」による訪問サポートや税金・相続等の専門家による「オンライン相談」等、お客さまのさまざまなご要望にお応えする体制も整備しました。

商品面では、2022 年 4 月に持病があってもかんたん告知でお申し込みいただける「かんたん告知終身医療保険」、6 月に主力商品「ベストスタイル」の新たな特約として「がん検診支援給付金付女性がん保障特約」を発売するとともに、9 月には「かんたん保険シリーズ ライト！ By 明治安田生命」に、東京海上日動火災保険株式会社を引受損害保険会社とする 1 日自動車保険「明治安田生命ちょいのり自動車」を追加しました。さらに、11 月には「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」を発売するなど、お客さまニーズに対応した商品ラインアップの拡充を図りました。このほか、全員加入型の「団体がん保障保険」を 4 月に発売し、中堅・中小企業のみなさまにご案内しました。

こうした取組みの結果、当年度末時点で、経営目標に掲げる「お客さま数（うち個人営業）」（※3）は 722.5 万名（前年度末差+5.1 万名）に増加しました。

一般代理店については、コロナ禍をふまえた「代理店向けWEBセミナー」を継続実施するとともに、対面・非対面双方で活用可能な教育教材を提供するなど、販売支援に取り組みました。

（※2）医師の「医学的処方」に加えて、地域の活動やサービス等を紹介し、患者等の健康や wellbeing の向上、社会参加の機会等につなげる「処方」をすること

（※3）MYリンクコーディネーター等チャネルで取り扱う生命保険契約者（すえ置・年金受取中を含む）+生命保険被保険者+損害保険契約者（重複を除く）

【法人営業チャネル】

企業・団体の福利厚生制度の拡充に資するべく、民間企業・官公庁等、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しました。

団体保険については、コロナ禍により、これまで以上に書類の電子化や非対面手続きのニーズが高まっていること等をふまえ、スマートフォンで簡単に団体保険の加入手続き等ができる、団体所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」の導入・利用を引き続き推進し（導入団体は当年度末時点で 944 団体）、2022 年 4 月からは、利用者のさらなる利便性向上を目的に、アプリ版のサービスを開始しました。

団体年金については、運用安定化ニーズをとらえたリスク抑制型特別勘定プランの販売を推進するとともに、より幅広いニーズにお応えすべく、明治安田アセットマネジメント株式会社との協業にも引き続き取り組みました。

銀行をはじめとする金融機関窓口販売については、資産運用ニーズ等にお応えするため、外貨建一時払商品において、二度の商品改定を行ないました。また、手続きのデジタル化、ペーパーレス化を通じたCO₂排出量削減により、地球環境に配慮した「eco シリーズ」第 1 弾商品「外貨建・エブリバディプラス（運用重視タイプ）」について、2023 年 4 月の発売に先立ち、金融機関への販売教育等を行ないました。このほか、生命保険商品の販売担当者向け教育教材等をPCやスマートフォンで検索・閲覧できるシステムを金融機関に対して提供するなど、デジタルツールを活用した生産性向上・効率化を推進しました。

加えて、業界トップシェアの団体保険事業における顧客基盤を活用し、さらなる生産性向上のため、MYリンクコーディネーター等の活動との連携にも取り組みました。

【事務サービス】

（個人保険分野）

2021 年 4 月から展開している、全国約 2,000 名の「事務サービス・コンシェルジュ」による「訪問型サービス活動」について、当年度の活動件数は約 14.8 万件となり、アンケートによるお客さま評価は肯定的意見（※4）が 97.0%と引き続き高く評価いただきました。また、2022 年 4 月に「事務サービス・コンシェルジュ」の上位職制として新設し、約 300 名を登用した「チーフ・コンシェルジュ」においては、「事務」の領域にとらわれない新たな役割の一つとして公民館での定期講座の講師を担当し、当年度末時点で 2,828 講座を実施しました。

さらに、2023 年 1 月から、当社職員が発案し、製品化された電話音声明瞭器「サウンドアーチ」約 100 台を、コミュニケーションセンターに設置し、聴こえにくさに悩むお客さまにいつでも寄り添った電話対応を実践しました。

加えて、2023 年 1 月から、マイナンバー制度（公的個人認証サービス）を活用した「年金自動支払サービス」（※5）を開始するなど、今後のマイナンバー制度の浸透・利活用範囲の拡大を見据え、お客さまの利便性向上と事務手続きの効率化を図る取組みを推進しました。

（※4）「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の 5 つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

（※5）公的個人認証サービスを通じて得られるマイナンバーカードの有効情報から、対象者の生存を判断し、必要書類を提出せずに個人年金を受け取れる仕組み

（企業保険分野）

2021年4月から開始した、全国約200名の「法人事務サービス・コンシェルジュ」等による訪問活動については、各種デジタルインフラの機能拡充のご説明等、団体窓口に対するお手続きサポートを充実させるとともに、丁寧なアフターフォローに取り組みました。

また、企業保険の団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」について、お手続き対象を拡大するなど、利便性向上を図る取組みを実施した結果、導入団体数は、当年度末時点で3,893団体（※6）になりました。

このほか、団体所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」について、2023年2月からWEBによる給付金請求機能をほぼすべての給付種類に対応できるようにするなど、お手続き範囲を拡充しました。

（※6）ご加入手続きに加え、さまざまな手続きの電子処理が可能なサービスを導入している団体数

【成長戦略（資産運用）】

健全性と収益性を両立する資産運用の実現に向けて、「資産運用中核機能の強化」「資産運用プラットフォームの再構築」「資産運用ガバナンス態勢の強化」に取り組んでいます。

「資産運用中核機能の強化」については、欧米でのインフレ抑制に向けた金利の継続的な引き上げや日本銀行によるイールドカーブ・コントロールの運用見直し等により金融環境が大きく変化するなか、資産の健全性を確保しつつ、機動的な資産配分の変更および保有資産の入替えを推進しました。また、外国公社債の通貨分散投資や海外クレジット資産への投資拡大、オルタナティブ投資等の新規運用手法の調査・研究を通じ、資産運用手法の多様化・高度化を図り、資産運用収益の向上に努めました。これらに加え、2025年の経済価値ベースのソルベンシー規制導入を見据え、金利・株式リスクの削減を継続したほか、為替リスクに係るヘッジ手法の高度化にも取り組み、健全性の維持・向上に努めました。

「資産運用プラットフォームの再構築」については、資産運用専門人財の育成強化、デジタル・AI等の先端技術の活用、資産運用に係るビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）の推進、米国運用拠点の態勢拡充等に取り組みました。

「資産運用ガバナンス態勢の強化」については、スタンコープ社等のグループ各社における資産運用状況のモニタリングやグループ資産運用会議での定期的な意見交換を通じて、グループシナジーの発揮に向けた相互理解の進展に努めました。

【成長戦略（その他）】

【海外保険事業】

コロナ禍の影響に加え、ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的なインフレの進行や、米国を中心とした金融引き締めによる金利の上昇等により経済環境のボラティリティが高まるなか、海外保険事業の収益力強化に向けた取組みを積極的に進めました。

具体的には、主要子会社であるスタンコープ社において、顧客サービスの向上を目的に、DX投資やインフラ面への投資を実施するなど、既存事業のさらなる発展に向けた取組みを推進しました。

新規投資においては、スタンコープ社の団体年金・団体保険事業における顧客基盤強化と事業効

率化を企図し、セキュリアン社のレコードキーピング事業（※7）の買収を実行するとともに、米国保険会社エレバンス社の子会社3社の買収ならびにスタンコープ社とエレバンス社の営業基盤を活用した販売提携契約の締結について合意しました。買収対象会社3社については、スタンコープ社の連結子会社とする予定です。

また、タイライフ社に追加出資するとともに、インドネシア事業についてアブリスト社の株式譲渡に合意するなど、ポートフォリオ全体の見直しも積極的に進めました。

加えて、当社グループの持続的な発展を実現するため、海外保険事業に係る専門性や柔軟性を備えた人財の育成に取り組むとともに、海外拠点と連携し、さらなる新規投資の実現に向けた調査・研究を継続しました。

なお、既存投資先5ヵ国7社の2022年1-12月期のグループ収入保険料への貢献額は4,517億円（前年同期差+1,003億円）、グループ基礎利益への貢献額は482億円（前年同期差+176億円）となり、いずれも前年を上回りました。

（※7）企業が従業員に対する福利厚生制度として導入する確定拠出年金制度における管理事務を受託する事業

【国内関連事業】

国内グループ各社、各財団では、当社と企業理念「明治安田フィロソフィー」を共有するとともに、それぞれが強みとする専門性を活かし、グループ価値の向上に取り組んでいます。

2022年4月に制定した「グループサステナビリティ方針」をふまえ、国内グループ各社もサステナビリティ経営における「優先課題（マテリアリティ）」を設定するとともに、各社の「企業ビジョン」に定める3つの絆に「未来世代との絆」を追加するなど、グループ一体となってサステナビリティ経営を推進しました。

また、株式会社明治安田総合研究所によるヘルスケアに係る調査研究や、明治安田商事株式会社による当社の健康増進・自治体連携イベントの開催支援、公益財団法人明治安田こころの健康財団による発達に心配のある子どもや心理面に不安をもつ子どもの健全な育成支援等、国内グループ各社、各財団においても、2「大」プロジェクトである「みんなの健活プロジェクト」「地元の元気プロジェクト」や持続可能な社会づくりに貢献する取組みを推進しました。

さらに、「みんなの健活プロジェクト」への取組みに関し、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2023」（※8）に11社・2財団が認定されました。なかでも、明治安田システム・テクノロジー株式会社においては大規模法人部門の「ホワイト500」に、公益財団法人明治安田厚生事業団および一般財団法人明治安田健康開発財団においては中小規模法人部門の「ブライト500」に、それぞれ認定されました。

なお、国内グループ会社のグループ基礎利益への貢献額は、20億円となりました。

（※8）上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営®を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度。特に大規模法人部門の上位500社を「ホワイト500」、中小規模法人部門の上位500社を「ブライト500」と認定。なお、「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標

【コーポレート戦略（経営基盤戦略）】

【お客さま志向の業務運営】

「お客さま志向の業務運営方針 ―お客さま志向自主宣言―」のもと、お客さまの最善の利益が図

られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

当年度は、コロナ禍において、変化するお客さまのご意向をいち早く把握するため、「お客さまの声」を迅速に収集・分析し、お客さまに寄り添った業務改善に継続的に取り組みました。お客さまからいただいた多くの「感謝の声」は、企業理念「明治安田フィロソフィー」に沿った行動の好事例として、全社で共有し日々の活動につなげています。

なお、同方針に基づく当社のお客さま志向の取り組みが評価され、2023年1月に、消費者庁が主催する「消費者志向経営優良事例表彰」において「消費者庁長官表彰」を、2月には、公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）の消費者志向活動表彰「消費者志向活動章」を受賞しました。

【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンスに関する方針」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備・強化に取り組んでいます。

2022年7月開催の定時総代会では、前年度に引き続き、会場への出席の方法に加え、総代がご自宅等からインターネット経由で配信映像を視聴し質問等ができる「オンライン参加」の方法も用意しました。また、相互会社制度運営について総代に理解を深めていただくとともに総代とのコミュニケーションをさらに向上することを企図し、「明治安田生命 総代懇談会」を新たに開催しました。2022年10月以降、地域ごとに順次開催しており、2023年までの2年間ですべての地域において開催予定です。

法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況（統合報告書）」においては、人的資本に関する開示の拡充として、ダイバーシティ&インクルージョンの推進や人財育成等を含めた当社の「人的資本経営」に関する解説ページを創設したほか、SDGs達成に向けて設定した「優先課題（マテリアリティ）」に対する具体的な取組内容と成果、および中・長期的な「めざす姿」の開示、TCFD提言の改定をふまえたCO₂排出量ネットゼロの実現に向けたロードマップ（移行計画）の開示等、サステナビリティ関連の情報開示を充実させました。

さらに、2022年8月に、当社における「社会的価値」向上と「経済的価値」向上の好循環の実現に向けた取組みについて、写真や図表を用いて簡潔にまとめた「『価値創造』報告書」を創刊し、主に自治体や企業を対象に当社の取組みのさらなる浸透に向けて活用しました。

なお、経営環境がこれまでにないスピードで大きく変化するなか、当社が長期的に堅持すべき考え方・姿勢等から逸脱することを防ぐため、2023年4月に、経営計画を含め各分野等で取組事項を策定・推進する際に、分野を超えて経営レベルで共有すべき判断の目安等を「経営指針」として明文化します。

【グループ経営管理】

グループ経営本部・グループ責任者等によるグループ経営の推進および国際的な監督規制の動向等をふまえた態勢の強化に引き続き取り組んでいます。

2022年4月に「グループサステナビリティ方針」や「グループ資産運用基本方針」を制定し、本方針に基づき、グループ経営管理態勢の強化を図りました。

また、最新の国際監督規制や国際的な動向等をふまえ、2022年4月に当社が海外グループ会社に

対し整備を求める経営管理態勢の標準を改正するとともに、さらなる高度化を目的に、海外グループ会社の経営管理態勢の評価およびそのフィードバックに向けた取組みを進めました。

加えて、グループ一体経営の実現に向けて、グループメッセージ「Creating peace of mind, together」の浸透を目的に、当社と子会社のトップ間の直接対話や従業員との座談会を実施するなど、コロナ禍により制限されていた各種取組みを再開しました。

【統合的リスク管理〔ERM〕】

リスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト方針」のもと、ERM運営を行ない、経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）のモニタリング等を通じて、経営計画の進捗・効果を検証しています。

当年度は、金利、為替をはじめとして金融市場がボラティルな状況にあるなか、前年度新設したERM運営会議を通じて、足下の金融環境とESRの見通しのモニタリングを継続するとともに、それに応じたリスクテイクや対応策の要否等について協議を行ない、適時適切に対応しました。また、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けて、ESRの計測モデルの検討や計測・検証態勢の整備を進めるとともに、リスク・リターン運営の高度化に向けて取り組みました。

（資本政策）

健全性の確保を最重視し、引き続き財務基盤の維持・向上に取り組みました。当年度末時点のオンバランス自己資本は、内部留保の積み増しに加えて、2022年8月に証券化公募スキームを活用した劣後特約付借入金716億円を調達したことで、4兆2,480億円（前年度末差+1,092億円）となりました。

（リスク管理）

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロールといったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しました。

当社にとって影響の大きいリスクを重要リスクとして特定し、このうちトップリスクとして、「コロナを契機としたお客さまの意識・行動の変化への対応」「金融環境への対応不十分」「MYリンクコーディネーター制度でめざすコンプライアンス違反の根絶への対応不十分」「社会のデジタルシフトの加速等、事業環境変化への対応不十分」を設定のうえ、対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。

また、その他の重要リスクとして、引き続き「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を定め、攻撃の検知・監視、継続的な技術的対策の強化、情報収集・連携等を実施しました。フィッシングサイト攻撃やランサムウェア攻撃に対する対策強化を進めるとともに、外部の専門家を交えたランサムウェア対応訓練を実施しました。

【人事政策】

生命保険業の事業特性をふまえ、経営環境が大きく変化するなかでもお客さまや地域社会に価値を提供し続けられるよう、長期的な雇用を重視し、人財確保においては内部育成を基本としています。当年度は、職員一人ひとりに不断の自己変革・自己成長を促すため、2021年度に開設した企業内

大学「MYユニバーシティ」の拡充を進めました。具体的には、UXやUIに関するデザイン等のスキルを習得するために、就業時間後や休日を活用して社外の教育機関で学ぶことができる、全額会社負担の公募留学制度の運用を開始しました。

また、経営計画の遂行に必要な経営人財と専門人財の持続的な輩出に向けて、経営人財候補者を対象とした「経営塾」において、DX関連カリキュラムを充実させるとともに、専門人財育成に向けた「専門塾」を新設し、上位専門職への登用をめざす職員に対する各分野の高度な専門的知識・スキルの習得機会を提供しました。

このほか、ダイバーシティ&インクルージョンの一環として、女性管理職等育成プログラムを通じた能力開発機会の提供や、女性職員同士のキャリア開発に関する意見交換会等を行なうことで、女性職員の活躍を促進しました。こうした取組みの結果、女性管理職比率は過去最高の34.9%となりました。

さらに、仕事と生活の好循環を生み出すワーク・ライフ・マネジメントの実現に向けて、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進し、フレックスタイムやテレワーク等の活用を促進するとともに、2022年10月に子どもの出生後一定期間について休職を分割取得できる制度を新設するなど、男女ともに育児休職の取得を促進しました。

【情報投資】

社会のデジタルシフトが一段と加速するなか、経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、システム開発態勢やシステム基盤の強化に継続的に取り組んでいます。

具体的には、システム専門人財の採用推進と育成等を通じて、開発態勢の高度化に取り組みました。

また、外部サービスとの連携基盤の構築等に引き続き取り組むとともに、お客さまに先進的なサービスを提供していくため、全国の営業拠点を含む全社共通のシステムインフラの更改に係る検討を進めました。

さらに、機動的な商品供給態勢の構築に向けて、パブリッククラウドを活用した新たな基幹システムである「セカンドライン」の開発に取り組むなど、重要な開発プロジェクトを推進しました。

【収益管理】

長期的な経営戦略を支える収益管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

当年度は、将来的な経済価値ベースによる決算と、従来日本基準の決算との両立に向けて、日本基準の決算業務の効率化・早期化に引き続き取り組みました。2022年度決算では2017年度決算比で累計34%の効率化を見込んでいます。

また、事業効率・投資効率の向上のため、部門別・販売チャネル別等、多角的な切り口で収支状況を把握可能な管理会計高度化に向けた検討を進めるとともに、経済価値ベースの指標に係る検討等を進めました。

さらに、長期間にわたり内部留保の積み立てに貢献いただいたご契約者に対して、内部留保への貢献度に応じて還元する「MYミューチュアル配当」について、2022年7月の定時総代会における決議を受け、124億円を配当準備金として繰り入れ、順次お支払いを進めました。

【イノベーション】

先端技術の調査・研究や、お客さまの健康増進・疾病予防につながる新たなサービスのP o C（概念実証）に取り組んでいます。

具体的には、当社とグループ会社である株式会社明治安田総合研究所が国立研究開発法人国立循環器病研究センターと締結した包括連携協定に基づき、循環器疾患の発症リスクの予測モデルや保険引受範囲の拡大に係る共同研究等を進めました。

また、2022年9月には、先進的な発想・技術を持つスタートアップ企業等との協業を視野に入れた投資枠である「未来共創投資」を新設するとともに、民間企業に加え、自治体、行政、大学、研究機関等との連携・協働の場として活用するオープンイノベーション拠点「Meijiyasuda Open-innovation Co-create Center」(mocc)を開設しました。さらに、2023年2月には、「人々の健康の維持・増進」「地域社会の活性化」「新たな体験を生み出す技術の革新」の3つの領域で事業を展開するスタートアップ企業との協業を目的とした投資を行なうコーポレートベンチャーキャピタルファンド「明治安田未来共創投資事業有限責任組合」（以下、「明治安田未来共創ファンド」）を設立しました。

加えて、業務効率化や生産性の向上により余力を創出し、従業員が新たな役割を発揮できるよう、2021年6月から、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）を推進しており、本社・支社等の組織別実態調査を通じた課題改善に取り組むとともに、全社共通の既存業務の棚卸しや業務プロセスの見直し、規程・ルールの見直し等に引き続き取り組みました。

【コンプライアンス】

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスを最優先するという基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の確立やグループベースのコンプライアンス態勢の高度化に向けた取り組みを進めています。

2022年4月に創設した「MYリンクコーディネーター（営業職員）制度」への移行にあたって、従来以上にコンプライアンスを重視し、従業員の行動規範「私たちの行動原則」を活用したコンプライアンス教育の充実・強化を図るなど、不適切な行為の根絶をめざした取り組みを推進しました。

また、適正な保険募集に向けて、保険料が一定水準を超えるご契約について、適合性の観点で無理なくお支払いいただける保険料水準であるかを確認する対象を拡大しました。ご高齢のお客さまへの保険募集に関しては、適切かつ十分な説明を行なう態勢を整備し、事例を用いた教育を実施するとともに、お客さまにご家族の同席を推奨する運営を継続して推進しました。

加えて、内部通報制度に関して、法改正をふまえ通報者を保護する仕組みをよりいっそう強化するとともに、マネー・ロンダリング等の金融犯罪対策に関して、当社およびグループベースの態勢高度化に向けて継続的に取り組みました。

なお、2023年4月に「適合性に係る経営ガイドライン」等を制定するなど、引き続き、適切な保険募集管理態勢の強化に向けた取り組みを推進します。

【コーポレート戦略（DX戦略）】

「お客さま体験」と「従業員体験」の向上を実現すべく、「体験価値の徹底追求」「先端技術に

よる効率化・高度化」「データに基づく業務運営の高度化」「外部連携の強化」の4つの取組方針に沿ってDX戦略を推進しています。

「体験価値の徹底追求」については、お客さまの視点に立ったUIデザインの設計・開発を推進し、「MYほけんページ」の利便性向上に取り組みました。

「先端技術による効率化・高度化」については、AI技術を活用して、お客さまからのお電話による請求受付等の一部自動化や従業員向けのQ&A検索アプリの導入を行ないました。このような取組みの結果、2022年12月に公益社団法人企業情報化協会主催の「IT賞（マネジメント領域）」を受賞しました。

「データに基づく業務運営の高度化」については、保険加入時の健康情報から入院リスク等を予測するモデルにおいて、入院予測の対象疾患の拡大等に取り組みました。さらに、自治体・他企業と連携した健康増進事業に取り組むなど、「外部連携の強化」にも注力しました。

加えて、これらの推進態勢を強化するため、役員・従業員のデジタル・ITリテラシーの向上やデータサイエンティスト等のDX人財の育成に取り組みました。

【コーポレート戦略（ブランド戦略）】

「明治安田ブランド」のさらなる浸透・定着を図るため、企業理念「明治安田フィロソフィー」の社外へのさらなる訴求や、2「大」プロジェクトである「みんなの健活プロジェクト」「地元の元気プロジェクト」の推進による社会的価値の創出に取り組みました。

具体的には、新たに創設した「MYリンクコーディネーター（営業職員）制度」や2「大」プロジェクトの取組みを訴求するテレビCMを放映しました。また、当社ホームページの全面改訂やInstagram等のオウンドメディアを活用した情報発信の強化にも取り組みました。

加えて、引き続きJリーグ・女子プロゴルフ支援をはじめとした当社らしいスポーツ応援活動に取り組んだほか、第3期目のタイトルパートナー契約を更新したJリーグとは、「社会的価値の創出」をテーマに「地元の元気プロジェクト」とJリーグの「社会連携活動（シャレン!）」が一体となって各地域の課題解決に取り組む態勢を構築しました。

【全社横断プロジェクト】

【みんなの健活プロジェクト】

本格展開から4年目を迎えた「みんなの健活プロジェクト」では、健康増進型の「商品」や健康増進に資する「サービス」、地域のみなさまにもご参加いただける健康増進「アクション」を拡充し、お客さまや地域のみなさまの健康づくりをサポートする活動を展開しています。

商品面では、2022年4月に「がんの予防・早期発見」から「がん罹患後の復職支援」までを商品とサービスのパッケージでご提供する、従業員全員加入型の「団体がん保障保険」を発売しました。6月には「ベストスタイル」の新たな特約として、女性特有のがん検診受診費用をサポートする「がん検診支援給付金付女性がん保障特約」を発売し、女性のがん検診受診の普及・啓発にも取り組みました。また、11月には医療の進歩に伴うがん治療の新たな選択肢である自費診療にも備えられる「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」を発売しました。

なお、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」（2019年4月発売）の累計販売件数は2022年

6月に100万件を突破し、当年度末時点で約120万件となりました。

サービス面では、BMI、尿糖・糖代謝等の数値改善や、女性の健康をサポートするヘルスケアサービス、がんの治験に関する情報提供サービス等を、2022年6月以降、順次提供しました。

アクション面では、最先端の健康チェック機器を使用し、気軽に「健康状態・疾病リスクを知る」機会を対面で提供する「明治安田生命の健康チェック」イベントを、2022年7月以降全国で開催したほか、非対面の取組みとして認知症予防効果が高いとされる塗り絵を活用した「大人の塗り絵コンクール」を年2回開催し、合計で約12万件のご応募をいただきました。

こうした取組みの結果、健康増進型商品の加入者と対面・非対面を合わせた健康増進イベント等の参加者は、累計460万名（前年度末差+156万名）に達しました。また、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」のご加入者については、蓄積された健康診断結果データをもとに、加入期間に応じて分析した結果、「健康年齢®」（※9）が改善していることが確認できました。

なお、従業員向けには、一人ひとりの健康課題に応じた科学的なアプローチで個人の取組みをサポートする「健康科学プログラム」を展開し、「健康年齢®」の若返りをめざす取組みを導入するなど、各種取組みを推進した結果、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」の「ホワイト500」に7年連続で認定されました。

（※9）健康診断結果をもとに算出する総合的な健康状態の指標。「健康年齢®」は株式会社JMD Cの登録商標

【地元の元気プロジェクト】

「地元の元気プロジェクト」では、「つながり、ふれあい、ささえあう地域社会を。」のコンセプトのもと、「地域のみなさまの心身の健康保持・増進」「地元への愛着と暮らしやすさの向上」「地域を支える企業・団体の持続的成長」を目的に、全社横断的な取組みを展開しています。

プロジェクト開始から3年目を迎えた当年度においては、911の自治体（当年度末時点）と連携協定を締結するとともに、「私の地元応援募金」による自治体等への総額約5.2億円の寄付を通じて、自治体等との協働態勢の強化に取り組みました。

具体的な取組みとしては、全国の公民館と連携した4,121回にわたる定期講座の開催や、地域の中小企業10,818企業への健康経営サポート等を実施しました。また、企業版ふるさと納税の活用等による地域社会への寄付等を通じて、地域の個別ニーズに応じた支援を行ないました。

さらに、2022年4月に日本赤十字社と健康・福祉等の領域で協働取組みを行なう包括パートナーシップ協定を締結のうえ、最初の取組みとして、同社の47都道府県支部を通じて医療従事者への支援として約1,500万円を寄付しました。

加えて、当社ならではの取組みとして、Jリーグとの協働による「小学生向けサッカー教室」を全国で開催し11,953名にご参加いただいたほか、日本女子プロゴルフ協会との協働による「スナッグゴルフ教室」を新たに開催しました。

こうした取組みの結果、プロジェクトの参加者数は当年度末時点で累計660万名（前年度末差+370万名）に達し、自治体をはじめ地域のみなさまから高く評価いただくとともに、2023年3月に内閣官房および内閣府が公表する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に本プロジェクトが選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）による表彰を受賞しました。

【持続可能な社会づくりに貢献する取組み】

2022年4月に、「企業ビジョン（長期的にめざす姿）」に定める3つの絆に「未来世代との絆」を追加するとともに、「サステナビリティ経営検討委員会」を設置のうえ、当社のサステナビリティ経営を推進していくにあたっての「優先課題（マテリアリティ）」に「金融包摂（金融アクセスの確保等）」「こどもの健全育成、伝統芸能・技術の継承」の2項目を追加しました。

「金融包摂」の一環として、さまざまな特性をお持ちのお客さまの、お手続き不便解消に向けた取組みを「みんなにやさしい保険アクセス」として展開するとともに、2022年9月に「認知症バリアフリー宣言」を公表しました。また、「未来世代応援活動」として、小学校高学年から高校生を対象とした金融・保険教育等、社会貢献活動を推進しました。

「環境保全・気候変動への対応」としては、CO₂排出量ネットゼロ目標の達成に向けて、ロードマップ（移行計画）を策定・開示しました。スコープ1・2（※10）については、再生可能エネルギーの段階的な導入等により、2030年度までに中間目標の達成を見込んでいます。

機関投資家としては、ESG投融資やスチュワードシップ活動等の責任投資を推進しました。ESG投融資においては、「脱炭素」「生物多様性」「ソーシャル」を重点取組み分野として定め、2021年度から3ヵ年で5,000億円を実行する計画に対して、当年度末までに累計で約7,000億円を実行し、計画を前倒しで達成しました。スチュワードシップ活動においては、サステナビリティ課題の共有や具体的な解決策の提案等、投資先企業の課題改善に向けた対話を行ないました。

また、当社のサステナビリティや責任投資に対する基本的な考え方・主な取組み等を取りまとめ、2022年12月に「責任投資活動報告書」、2023年2月に「サステナビリティレポート」を新たに発行しました。

- （※10）環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」に基づく分類
- スコープ1：自社での燃料（都市ガス・ガソリン等）の使用等による直接排出
 - スコープ2：自社で購入した電気の使用等による間接排出

【企業風土・ブランド創造運動】

企業理念「明治安田フィロソフィー」の浸透と従業員の行動規範「私たちの行動原則」に基づく従業員の自律的な行動を促す「企業風土・ブランド創造運動」を2020年度から展開しています。

当年度は、「明治安田フィロソフィー」のさらなる理解・共感を図るため、社長をはじめとする役員と従業員が直接対話する研修会を3年ぶりに実施しました。

また、お客さま・地域社会・未来世代・働く仲間との4つの絆を深める組織単位の小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を通じて、社内から「私たちの行動原則」に沿った行動事例を約12.8万件収集し、優れた事例を顕彰したほか、組織別に「行動事例集」を作成するなど、ボトムアップ型の運営による企業風土の醸成にも努めました。

さらに、「MYメッセージ活動（※11）」（当年度末時点1,617.6万枚）、「明治安田生命Jリーグ」の応援活動、金融・保険教育、環境保全といった活動についても積極的に推進しました。

- （※11）誕生日やご契約の節目等にあわせてMYリンクコーディネーター等がお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする活動

【主要業績の概況】

【当期における当社の主要業績について】

2022年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,631億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆1,705億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が464億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,887億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は116兆3,955億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆9,081億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9兆1,434億円でした。

（新契約年換算保険料）

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,631億円	57.7%	1,034億円
うち第三分野	464億円	6.4%	436億円

（減少契約年換算保険料）

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,605億円	22.9%	1,306億円

（保有契約年換算保険料）

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆1,705億円	0.1%	2兆1,679億円
うち第三分野	4,887億円	2.9%	4,750億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

（新契約高）

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1兆9,459億円	58.2%	1兆2,298億円

（減少契約高）

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	4兆1,589億円	19.8%	3兆4,724億円

(保有契約高)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	63兆5,284億円	△3.4%	65兆7,414億円
団体保険	116兆3,955億円	0.1%	116兆3,276億円
団体年金保険	7兆9,081億円	0.1%	7兆9,040億円

経常収益では、保険料等収入が3兆2,036億円となりました。うち個人保険は2兆752億円、個人年金保険は2,794億円、団体保険は2,974億円、団体年金保険は5,105億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が9,885億円、有価証券売却益が3,430億円、有価証券償還益が1,707億円、為替差益が339億円で、資産運用収益合計では1兆5,389億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆8,050億円、うち個人保険・個人年金保険が2兆437億円、団体保険が1,554億円、団体年金保険が5,727億円となりました。

責任準備金等繰入額は、4,326億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が6,016億円、有価証券売却損が591億円、支払利息が402億円、特別勘定資産運用損が116億円、有価証券評価損が45億円で、資産運用費用合計では7,553億円でした。

事業費は、3,981億円となりました。

これらの結果、経常利益は2,830億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は3,716億円となりました。

特別損益のうち、特別損失は2,098億円で、価格変動準備金繰入額が2,029億円、固定資産等処分損が30億円、減損損失が5億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は1,041億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は1,666億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,442億円繰り入れることとしています。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆8,034億円	28.8%	3兆7,282億円
保険料等収入	3兆2,036億円	31.1%	2兆4,435億円
資産運用収益	1兆5,389億円	26.5%	1兆2,170億円
経常費用	4兆5,203億円	29.9%	3兆4,798億円
保険金等支払金	2兆8,050億円	19.2%	2兆3,535億円
責任準備金等繰入額	4,326億円	56.9%	2,758億円
資産運用費用	7,553億円	116.8%	3,483億円
事業費	3,981億円	5.9%	3,761億円
経常利益	2,830億円	14.0%	2,483億円
基礎利益	3,716億円	△14.9%	4,366億円

特 別 利 益	32 億円	2,532.7%	1 億円
特 別 損 失	2,098 億円	376.3%	440 億円
当 期 純 剰 余	1,041 億円	△ 44.0%	1,859 億円
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,666 億円	△ 9.3%	1,838 億円

なお、2022 年度より基礎利益の算定方法について、為替に係るヘッジコストを含め、投資信託の解約損益、有価証券償還損益のうち為替変動部分および再保険に関する損益を除外するよう改正されたことをふまえ、前年度（2021 年度）および当年度（2022 年度）の基礎利益は、改正後の数値を表示しております。

総資産については、年度末で 44 兆 2,472 億円となりました。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
総 資 産	44 兆 2,472 億円	100.0%	44 兆 1,607 億円	100.0%
現金及び預貯金等	1 兆 5,663 億円	3.5%	1 兆 92 億円	2.3%
有 価 証 券	37 兆 434 億円	83.7%	37 兆 482 億円	83.9%
貸 付 金	3 兆 8,973 億円	8.8%	3 兆 9,336 億円	8.9%
有 形 固 定 資 産	8,677 億円	2.0%	8,693 億円	2.0%

負債の大宗を占める責任準備金残高は 33 兆 4,979 億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立っています。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
負 債 の 部 合 計	40 兆 5,373 億円	91.6%	39 兆 9,366 億円	90.4%
責 任 準 備 金	33 兆 4,979 億円	75.7%	33 兆 694 億円	74.9%
支 払 備 金	1,393 億円	0.3%	1,352 億円	0.3%
価 格 変 動 準 備 金	1 兆 723 億円	2.4%	8,693 億円	2.0%
純 資 産 の 部 合 計	3 兆 7,098 億円	8.4%	4 兆 2,240 億円	9.6%
基金・基金償却積立金	9,800 億円	2.2%	9,800 億円	2.2%
剰 余 金	3,157 億円	0.7%	4,127 億円	0.9%
その他有価証券評価差額金	2 兆 3,201 億円	5.2%	2 兆 7,041 億円	6.1%
負債及び純資産の部合計	44 兆 2,472 億円	100.0%	44 兆 1,607 億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、980.8%となりました。

[当期における当社グループの主要業績について]

2022年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は5兆4,166億円、経常利益は2,707億円、親会社に帰属する当期純剰余は858億円となりました。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	5兆4,166億円	28.5%	4兆2,143億円
経常利益	2,707億円	17.0%	2,313億円
親会社に帰属する当期純剰余	858億円	△52.8%	1,817億円

グループ保険料（※12）は3兆6,702億円、グループ基礎利益（※13）は4,018億円となりました。

（※12）連結損益計算書上の保険料等収入

（※13）明治安田生命の基礎利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	3兆6,702億円	30.6%	2兆8,098億円
グループ基礎利益	4,018億円	△11.1%	4,518億円

なお、2022年度より基礎利益の算定方法について、為替に係るヘッジコストを含め、投資信託の解約損益、有価証券償還損益のうち為替変動部分および再保険に関する損益を除外するよう改正されたことをふまえ、前年度（2021年度）および当年度（2022年度）の基礎利益は、改正後の数値を表示しております。

総資産については、年度末で48兆7,818億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総資産	48兆7,818億円	48兆2,025億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,010.7%となりました。

【対処すべき課題】

欧米におけるインフレ率は鈍化の兆しがみられるものの、依然として高い水準で推移しており、金利引き上げ等の欧米主要中銀・日銀の金融政策の動向や米国銀行の破綻の影響等により、金融市場はボラタイルな展開が継続することが予想されます。こうしたなか、当社は、統合的リスク管理（ERM）運営を行ない、足下の金融環境とESRの見通しのモニタリングを継続するとともに、インカムゲインにキャピタルゲインを加えた総合収益の獲得とリスクの抑制に資する資産運用を行なっています。また、足下では、日本銀行のイールドカーブ・コントロールの運用見直し等により、国内金利が2016年のマイナス金利政策導入前の水準まで回復しつつあることから、円建ての貯蓄性商品を中心に、お客さまニーズに対応した商品の提供等に向けて検討を進めています。

一方、コロナ禍により、人々の価値観・行動様式が大きく変化するなか、引き続き「対面のアフターフォロー」によって確かな安心をお届けすることに重点的に取り組みつつ、DX戦略の推進等を通じて非対面のサービス向上にも取り組み、対面・非対面を融合した営業活動の高度化を図るとともに、全従業員の新たな役割への挑戦を促していきます。

また、当年度に新設した「未来共創投資」や、同投資枠を活用して設立した「明治安田未来共創ファンド」におけるスタートアップ企業等への投資を通じた協業を積極的に行なうことで、当社の商品・サービスのさらなる魅力度の向上や新しいお客さまとの接点の拡大に向けた取組みを進めています。

これらの取組みを通じ、業界トップクラスの健全性を堅持しつつ、収益性・成長性とのバランスを重視した経営を行なっています。

加えて、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献するため、「企業ビジョン（長期的にめざす姿）」をふまえ、お客さま一人ひとりの健康づくり・地域社会の発展を応援していきます。具体的には、「MYリンクコーディネーター（営業職員）制度」に基づき、新たな役割を設定した営業職員を通じて、健康増進型商品・サービスや運動機会等を提供することによりお客さまの健康増進をサポートするとともに、自治体や地域の団体等との協働取組みや地域のみなさまの課題解決に資する行政サービス案内等を行なうことで、地域社会とのつながりをサポートする取組みを進めています。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
年度末		億円	億円	億円	億円
	個人保険	582,139	556,139	538,248	520,979
	個人年金保険	128,536	123,701	119,165	114,305
契約	団体保険	1,163,348	1,158,768	1,163,276	1,163,955
約	団体年金保険	77,864	78,430	79,040	79,081
高	その他の保険	2,213	2,195	2,133	2,070
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入	2,593,355	2,352,149	2,443,588	3,203,693
	資産運用収益	981,072	1,192,437	1,217,048	1,538,977
	保険金等支払金	2,293,433	2,317,695	2,353,540	2,805,089
	経常利益	235,464	231,817	248,377	283,055
	当期純剰余	200,159	198,516	185,926	104,146
	社員配当準備金繰入額	148,874	178,633	151,453	144,240
	総資産	39,530,866	42,685,218	44,160,706	44,247,267

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	4,073,384	4,028,693	4,214,339	5,416,690
経常利益	253,536	228,994	231,341	270,761
親会社に帰属する当期純剰余	207,848	188,740	181,799	85,855
純資産額	3,541,362	4,528,485	4,305,697	3,688,627
総資産	42,613,896	45,977,802	48,202,554	48,781,836

(3) 支社等および代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	99	99	0
営業部・営業所	952	952	0
海外事務所	1	1	0
計	1,052	1,052	0
代理店	2,437	2,379	△58
計	3,489	3,431	△58

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳 月	年 月	千円
内務職員	11,022	10,839	△183	45 10	17 9	381
営業職員	36,393	36,546	153	46 4		

(注) 1. 内務職員は、総合職（シニア型含む）・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。

2. 平均給与月額は、2023年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社	200,000
明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社	71,600

(注) 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社および明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、その発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しています。

(6) 資金調達の状況

2022年8月に証券化公募スキームを活用した劣後特約付借入金716億円を調達しました。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設備投資の総額	54,054
---------	--------

百万円

(注) 2022年度中に実施した設備投資の総額を記載しています。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業 へのコンサルティング 業務、介護関連事 業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	 92.9
明治安田損害保険 株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	 100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961年8月3日	万米ドル 635	 100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	 100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 531,700	 100.0

(注) Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc. への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
根 岸 秋 男	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社三菱UFJ銀行取締役監査等委員 株式会社ニコン取締役 (2022年6月29日付退任)	
永 島 英 器	取 締 役	指名委員 報酬委員		
牧 野 真 也	取 締 役			
荒 谷 雅 夫	取 締 役		株式会社山口銀行取締役監査等委員	
菊 川 隆 志	取 締 役	監査委員	株式会社千葉興業銀行監査役	
木 瀬 照 雄	取 締 役 (社 外)	指名委員長 監査委員 報酬委員	TOTO株式会社特別顧問	
北 村 敬 子	取 締 役 (社 外)	監査委員長 報酬委員	京王電鉄株式会社取締役監査等委員 (2023年3月31日付辞任) 日野自動車株式会社監査役 (2023年2月28日付辞任)	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。 2023年1月31日付で 取締役ならびに監査委 員および報酬委員を辞 任しました。
秋 田 正 紀	取 締 役 (社 外)	報酬委員長	株式会社松屋取締役会長兼取締役会議長 株式会社ギンザコア代表取締役会長 (2022年9月30日付退任)	
上 村 達 男	取 締 役 (社 外)	監査委員長 報酬委員	松竹株式会社取締役 ロート製菓株式会社取締役	
堀 切 功 章	取 締 役 (社 外)	指名委員	キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO 長瀬産業株式会社取締役	
佐々木 百 合	取 締 役 (社 外)	指名委員 監査委員	明治学院大学経済学部教授 三菱HCキャピタル株式会社取締役	

(注) 1. 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

2. 期中に辞任した取締役は、辞任時の地位および担当を記載しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
永 島 英 器	代表執行役 社 長	《グループ経営責任者》		
牧 野 真 也	代表執行役 副 社 長	DX・ヘルスケア推進担当 保険金部、サービス開発部、 情報システム部、 デジタル戦略部		
荒 谷 雅 夫	代表執行役 副 社 長	<資産運用管掌執行役> 運用企画部、債券投資部、 株式投資部、不動産部、 秘書部	株式会社山口銀行取締役監査等委員	

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
大西 忠	執行役員 副社長	<国内営業管掌執行役> 「みんなの健活プロジェクト」担当 「地元の元気プロジェクト」担当 地域リレーション推進部、 ブランド戦略部	株式会社北國フィナンシャル ホールディングス取締役監査等委員
梅崎 輝喜	専務執行役員	《グループコンプライアンス責任者》 法務部、 コンプライアンス統括部	東京応化工業株式会社監査役 (2023年3月30日付退任)
中村 篤志	専務執行役員	広報部、調査部、企画部	株式会社百五銀行取締役
中谷 新司	常務執行役員	公法人営業部門長 [公法人業務部]	
長尾 浩一	常務執行役員	法人サービス部、 団体年金サービス部	
河村 雅直	常務執行役員	総合法人営業部門長 [総合法人業務部]	2023年3月31日付で 常務執行役員を辞任しました。
上田 泰史	常務執行役員	《グループリスク管理責任者》 運用審査部、情報システム部 (サイバーセキュリティ・品質管理担当)、 リスク管理統括部	公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長
住吉 敏幸	常務執行役員	営業企画部、営業教育部、 法人営業企画部、商品開発部	
福井 賢二	常務執行役員	《グループ・チーフ・アクチュアリー》 総務部、収益管理部	
牧野 伸二	常務執行役員	融資部、 特定保険商品運用部、 運用サービス部	
青戸 伸之	常務執行役員	事務サービス企画部、 事務オペレーション部	
浅野 芳一	常務執行役員	営業人事部、関連事業部、 人事部	
新宅 大作	常務執行役員	海外事業企画部、 海外事業推進部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役
中村 暢敬	常務執行役員	個人営業部門長 [業務部、 MYRA業務推進部]	
植田 剛生	常務執行役員	お客さまサービス相談部、 お客さま志向統括部	

(注) 1. 資産運用管掌執行役員は、運用企画部・融資部・債券投資部・株式投資部・特定保険商品運用部・不動産部・運用審査部・運用サービス部を所管しています。

国内営業管掌執行役は、営業企画部・営業人事部・営業教育部・地域リレーション推進部・業務部・MYRA業務推進部・法人営業企画部・総合法人業務部・公法人業務部を所管しています。

2. 部門長の [] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
		百万円	百万円	百万円	百万円
取締役	9	268	264	-	4
執行役	18	1,159	622	526	10
計	27	1,428	886	526	14

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しています。また、上記支給人数・報酬等には、2022年7月5日開催の第75回定時総代会終結のときをもって退任した取締役1名分および2023年1月31日をもって辞任した取締役1名分を含んでいます。

2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役59名に対し127百万円および監査役14名に対し20百万円を支給しています。

4. 当社は、2022年7月5日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。

(1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

(2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。

(3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬、代表権加算およびグループ責任者加算で構成する。

ア. 基本報酬、代表権加算およびグループ責任者加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

5. 取締役の報酬は、「基本報酬」および「その他報酬」、執行役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」および「その他報酬」から構成しています。

6. 「基本報酬」は、役位および職務内容に応じた固定報酬としています。

7. 「業績連動報酬」は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬、および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位に応じて設定する基準報酬金額に、会社業績および個人評価に応じて設定する係数を、それぞれ乗じたものとしています。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて38.2%から53.0%となります(2022年度実績)。

なお、会社業績に応じて設定する係数は、経営目標のなかから選定した評価指標の達成率を加重平均して算出し、経済環境等の定性評価も加味のうえ決定しています。指標としては、グループ基礎利益、保有契約年換算保険

料（保障性商品）、団体保険保有契約高、お客さま数などとなります。2022年度の報酬に係る評価指標の達成率の加重平均は、単年度業績が103.7%、中長期業績が102.4%です。

8. 「その他報酬」には、主なものとして社宅家賃補助等があります。
9. 2022年度に係る役員の報酬は、当社と業態・規模の類似する企業との比較検証結果をふまえて報酬水準等を設定し、2021年度の会社業績および各執行役の貢献、中期経営計画の進捗状況等を考慮して業績連動報酬の支給額を決定しました。また、決定に際しては、外部専門機関の客観的データを参考にするとともに、社外取締役を過半数かつ委員長とする報酬委員会の審議を経ています。係る審議を経て、2022年度に係る役員報酬等は、報酬等の決定方針に沿ったものであり、妥当であるものと判断しています。

役員毎の報酬等の総額

氏名	役員区分	報酬等 百万円	報酬等		
			基本報酬 百万円	業績連動 報酬 百万円	その他 報酬 百万円
根 岸 秋 男	取締役会長	119	115	-	4
永 島 英 器	取締役 代表執行役社長	146	74	67	4

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
木 瀬 照 雄 北 村 敬 子 秋 田 正 紀 上 村 達 男 堀 切 功 章 佐々木 百 合	当該取締役の保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。

(注) 北村敬子氏については、2023 年 1 月 31 日付取締役辞任に伴い、本契約は終了しました。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、執行役 および執行役員	保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の役員としての職務執行に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約より填補することとしています。 ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。 なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
木 瀬 照 雄	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> TOTO株式会社 特別顧問</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>
北 村 敬 子	<p><他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 京王電鉄株式会社 取締役監査等委員 (2023年3月31日付辞任) 日野自動車株式会社 監査役 (2023年2月28日付辞任)</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>
秋 田 正 紀	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長 株式会社ギンザコア 代表取締役会長 (2022年9月30日付退任)</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>
上 村 達 男	<p><他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 松竹株式会社 取締役 ロート製薬株式会社 取締役</p> <p>当社は、松竹株式会社およびロート製薬株式会社と保険の取引があります。</p>
堀 切 功 章	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO</p> <p>当社は、キッコーマン株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p> <p><他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 長瀬産業株式会社 取締役</p> <p>当社は、長瀬産業株式会社と保険の取引があります。</p>
佐々木 百 合	<p>明治学院大学経済学部 教授</p> <p><他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 三菱HCキャピタル株式会社 取締役</p> <p>当社は、三菱HCキャピタル株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。</p>

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木瀬照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会 16 回開催のうち16回出席。 当年度指名委員会 8 回開催のうち8回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 選定後報酬委員会 1 回開催のうち1回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村敬子	2015年7月2日就任 2023年1月31日辞任	辞任前取締役会 13 回開催のうち11回出席。 辞任前監査委員会 12 回開催のうち11回出席。 辞任前報酬委員会 5 回開催のうち4回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 16 回開催のうち16回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上村達男	2020年7月2日就任	当年度取締役会 16 回開催のうち16回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち14回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
堀切功章	2021年7月2日就任	当年度取締役会 16 回開催のうち16回出席。 当年度指名委員会 8 回開催のうち8回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
佐々木百合	2022年7月5日就任	就任後取締役会 13 回開催のうち13回出席。 就任後指名委員会 5 回開催のうち5回出席。 就任後監査委員会 11 回開催のうち11回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	108.4 百万円	—

(注) 上記支給人数・報酬等には、2022年7月5日開催の第75回定時総代会終結の時をもって退任した社外取締役1名分、および2023年1月31日をもって辞任した社外取締役1名分を含んでいます。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 100,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 2 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
明治安田生命 2018 基金特定目的会社	50,000	50.00
明治安田生命 2019 基金特定目的会社	50,000	50.00

(注) 明治安田生命 2018 基金特定目的会社および明治安田生命 2019 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 小林 広樹	会計監査人としての報酬等の額 219百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬等が適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・ 団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 277百万円

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. および Meiji Yasuda America Incorporated は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けています。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めています。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

＜グループ内部統制基本方針＞

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

ア. 監査部

当社は、監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ. 監査部への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査部に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査部に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況
3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況
4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項

イ. 当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、監査委員会の直属の組織である監査部に対し内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保する。

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

イ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でないと思われられる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を監査委員会直属の組織とし、経営からの独立性を強化しています。また、監査委員会の事務局に所属する職員（補助使用人）の人事異動等は監査委員会の同意を得て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査部所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

監査部は、監査委員会に四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、常勤監査委員に随時報告を実施しています。

監査委員会の事務局は、内部通報の内容を確認のうえ、常勤監査委員に報告しており、重要性の高い通報は監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報に係る事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

(2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま志向統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として監査部を設置する。

(3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。

(4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。

(5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

(6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。

(7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。また、明治安田生命グループ内で経営の方向性を共有するため、「グループメッセージ」(Creating peace of mind, together)を制定しています。

グループ経営管理の高度化に向けて、「グループCEO(グループ経営責任者)」「グループCRO(グループリスク管理責任者)」「グループCCO(グループコンプライアンス責任者)」の職制を設けるとともに、保険数理に係る業務執行状況の確認等を目的に、「グループ・チーフ・アクチュアリー」の職制を設けています。

また、グループ統合的な統制を図る観点から、10の領域のグループ方針(内部統制、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、ERM、保険数理、利益相反管理、外部委託管理、危機管理、資産運用)を制定しています。制定した各領域のグループ方針について、実効性を継続的に確保するため、運用状況の検証を実施しています。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、保険数理、資産運用について意見交換を行なうグループ会議を開催しています。

最新の国際監督規制やグループ方針等をふまえ、当社が海外グループ会社に対し整備を求める経営管理態勢の標準を改正しました。また、当該標準に基づく態勢整備状況を確認・評価する運営を見直し、海外グループ会社に対するモニタリングの実効性向上に努めました。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向けて、「ガバナンス改革推進委員会」を設置し、各種取組みについて審議・報告を行ないました(2022年度は当該委員会を11回開催)。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。

(2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、

規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に係るいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
- (3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

【運用状況の概要】

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保するため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の監査部は、当社の内部監査を定期的にも実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまつつ、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施する。その結果を内部監査対象部署・内部監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。

「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

内部監査結果の概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に監査委員会、取締役会、代表執行役社長および経営会議に報告するとともに、各内部監査の指摘事項は、改善

フォローを行ない、内部監査概況で状況を報告しています。

6. 当社単体の内部統制(1～5.に記載する事項を除く)

(1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ. コンプライアンス取組計画

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に経営会議、取締役会へ報告しています。

「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています(2022年度は当該委員会を14回開催)。「2022事務年度金融行政方針」・「2022年保険モニタリングレポート」や生命保険協会が公表した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」をふまえ、当該委員会にて営業職員管理態勢のさらなる高度化に向けた対応事項を取りまとめました。

(2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」「統合リスク管理規程」「各種別リスク管理規程」「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています（2022年度は当該委員会を26回開催）。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、足下の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なう企業風土を形成するための行動の指針となるコンダクトガイドラインとして「私たちの行動原則」を制定するとともに、コンダクトリスクの視点をリスク管理の取組みに反映しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応については、2020年度から継続して、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置し、感染拡大防止の徹底や重要業務の維持等を図っています。特に2022年度は感染者の増大に伴う給付金請求件数の増加をふまえ、重要業務である保険金・給付金支払業務の維持に向けて、支払担当部署の要員の増強等を実施しました。

また、企業に対するランサムウェア攻撃が増加している状況をふまえ、「ランサムウェア対応基準」等の制定、および役員および従業員を対象とした演習・訓練の実施により、ランサムウェア攻撃発生時の態勢を強化しました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンスに関する方針」において、「当社は、(中略)経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

中期経営計画については、2021年4月からの3ヵ年プログラムとして、4「大」改革と2「大」プロジェクトの取組みにDX戦略を効果的に融合させることで、「10年後にめざす姿」への成長軌道を確保することを企図して策定した「MY Mutual

Way I期」を推進しました。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2022年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2022年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者(執行役社長)が確認しました。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

1. 2022年7月5日、第75回定時総代会において、総代候補者選考委員の選任が決議されました。
2. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 2022年7月28日、第55回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、2024年1月1日就任の総代選出スケジュールおよび総代候補者選考基準が決議されました。
 - (2) 2022年10月18日、第56回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考基準に基づく具体的な選考方針、都道府県別総代定数および再任・退任総代に関する事項が決議されました。
 - (3) 2023年3月14日、第57回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補選考に関する事項が決議されました。
3. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 2022年6月16日、第55回評議員会を開催し、「2021年度決算の概要、当社のDX戦略、第75回定時総代会決議事項および『お客さま懇談会』でのご意見・ご要望」について審議いただきました。
 - (2) 2022年11月17日、第56回評議員会を開催し、「2022年度上半期報告、地元の元気プロジェクトを中心とした地域貢献に資する取組み」について審議いただきました。
 - (3) 2023年2月16日、第57回評議員会を開催し、「2022年度決算見通し、当社の資産運用に係る取組みと今後の方針」について審議いただきました。
4. 2022年12月1日、総代報告会を開催し、「2022年度上半期報告、地元の元気プロジェクトを中心とした地域貢献に資する取組み」について報告しました。
5. 2023年1月から2月にかけて、全国の支社等105会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,437名のご契約者にご出席いただき、8,186件のご意見・ご要望等をいただきました。また、出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望等をお伺いするため、開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
6. 2023年3月31日時点の社員数は623万2,565名、総代数は218名です。

商品に関する事項

【個人営業】

1. 2022年4月、持病や既往症がある方でもかんたんな告知（4つの告知項目）のみでお申し込みいただけ、一生涯の保障をご準備いただける一時金給付タイプの医療保険「かんたん告知終身医療保険」を発売しました。
2. 2022年6月、総合保障商品「ベストスタイル」の新特約として、女性特有のがんの早期発見を目的としたがん検診受診費用や、罹患した場合の入院（手術）前の治療から再発予防のための長期にわたる治療費をサポートする「がん検診支援給付金付女性がん保障特約」を発売しました。また、入院前の通院費用や入院初期にかかる雑費等に備えることができる一時金給付タイプの「入院初期一時金給付特約」も同時に発売しました。
3. 2022年11月、がんと診断されたときの一時金保障に加えて、保険診療による薬物治療に対する給付金を回数無制限でお支払いするほか、高額となるケースが多い自費診療による薬物治療の薬剤費用も保障する「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」を発売しました。

4. 金融機関窓口販売用商品「えらべる外貨建一時払終身（受け取るタイプ）」において、多様な資産形成ニーズにお応えできるよう、2022年4月に予定利率の設定方法を変更し、2022年12月に定期支払金の受け取り方が異なる新プランを追加しました。

【法人営業】

1. 2022年4月、「がんの予防・早期発見」から「がん罹患後の復職支援」までを商品とサービスのパッケージで提供する「団体がん保障保険」を発売しました。本商品では、がん対策や従業員の健康増進に取り組む企業・団体に対して、福利厚生制度の運営に係る諸費用の財源確保を支援する特約や、「がん検診受診率割引」「健康経営優良法人認定割引」の二つの保険料割引制度を設けています。
2. 2022年4月、企業・団体の福利厚生制度として提供している医療保障の団体保険について、退職時に健康状態に関係なく個人保険として保障を継続できる仕組みを導入しました。

社会貢献活動に関する事項

1. 「地域社会への貢献」と「子どもの健やかな成長」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。

(1) 「私の地元応援募金」

地域住民の健康づくりや暮らしの充実に役立てていただくべく、当社の営業拠点が所在、または連携協定を締結している自治体等全国1,120団体に対して「私の地元応援募金」を実施し、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約5.2億円の寄付を行ないました。

(2) 「地元アスリート応援プログラム」

子どもの夢や地元愛を育むことを目的に、全国各地の地元から世界を舞台に活躍をめざす若手アスリートを応援しており、当年度は40都道府県の61名のアスリートの支援を行ないました。本プログラムでは、クラウドファンディングの仕組みを導入し、アスリートを支える地元の方に応援する機会を提供することで、地域の一体感醸成をめざしています。

(3) 「金融・保険教育」

人生100年時代を豊かなものにするための金融リテラシー向上を目的として、小学校高学年から高校生を対象に、「お金」や「保険」に関する出張授業を全国各地で開催しており、当年度はのべ859校で実施しました。

なお、当社は文部科学省の「土曜学習応援団」に賛同・登録しており、本取組みは企業等による教育プログラムとして紹介されています。

(4) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて遺児の進学と心のケア支援を行なっています。地域の健康増進イベントである「Jリーグウォーキング」との併催により遺児支援の輪を社外にも広げ、集まったチャリティー募金約2,410万円を「あしなが育英会」へ寄付しました。

(5) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを2009年度から毎年開催しています。14年目を迎えた当年度は香川県、大阪府、鹿児島県、東京都で開催し、これにより、本コンサートの開催地域は、全都道府県に広がりました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は、

開催地の地域課題解決に取り組むNPO団体等へ寄付しました。また、音楽を通じて子どもたちの情操教育に役立てるよう、コンサート翌日に近隣の小学校にて作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(6) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で39年間にわたり開催しています。当年度は栃木県、茨城県、群馬県の特別支援学校等で開催しました。

(7) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965年以來、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約110万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約6,978万枚となりました。

なお、長年にわたる本取組みが評価され、一般財団法人全日本交通安全協会から感謝状を受領しました。

(8) 「地域を見守る」社会貢献活動

2014年9月から、MYリンクコーディネーター等が日々のお客さま訪問活動のなかで、子どもやご高齢者等の様子が変わったことや気付いたことがあった場合に、警察署・地方自治体の窓口等に連絡し、不測の事態を未然に防ぐ「地域を見守る」社会貢献活動を実施しています。当年度も、地域に密着した活動として引き続き取り組みました。

2. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計5億420万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2022年2月9日の取締役会決議により、2022年4月1日付にて、執行役副社長荒谷雅夫氏が代表執行役副社長に選定されるとともに、常務執行役中村篤志氏が専務執行役に選定、浅野芳一、新宅大作、中村暢敬、植田剛生の4氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。
2. 2022年7月5日、第75回定時総代会において、取締役に根岸秋男、永島英器、牧野真也、荒谷雅夫、菊川隆志、木瀬照雄、北村敬子、秋田正紀、上村達男、堀切功章の10氏が再任、佐々木百合氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2022年7月5日付で、須田美矢子氏は取締役に退任しました。
4. 2022年7月5日の取締役会決議により、取締役根岸秋男氏が取締役に再任、指名委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、木瀬照雄、堀切功章の4氏が再選、佐々木百合氏が新たに選定、監査委員会の委員に取締役菊川隆志、木瀬照雄、北村敬子、上村達男の4氏が再選、佐々木百合氏が新たに選定、報酬委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、北村敬子、秋田正紀、上村達男の5氏が再選され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役社長に永島英器氏が再任、代表執行役副社長に牧野真也、荒谷雅夫の両氏が再任され、それぞれ就任しました。加えて、執行役副社長に大西忠氏が再任、専務執行役に梅崎輝喜、中村篤志の両氏が再任、常務執行役に中谷新司、長尾浩一、河村雅直、上田泰史、住吉

敏幸、福井賢二、牧野伸二、青戸伸之、浅野芳一、新宅大作、中村暢敬、植田剛生の12氏が再任され、それぞれ就任しました。

5. 2023年1月31日付で、北村敬子氏は取締役ならびに監査委員会および報酬委員会の委員を辞任しました。
6. 2023年1月24日の取締役会決議により、取締役木瀬照雄氏が報酬委員会の委員に選定され、2月1日付で就任しました。
7. 2023年3月31日付で、梅崎輝喜氏は専務執行役を、河村雅直氏は常務執行役をそれぞれ辞任しました。

2022年度(2023年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	1,305,226	保険契約準備金	33,925,622
現 金	5	支払準備金	139,325
預 貯 金	1,305,220	責任準備金	33,497,956
コ ー ル ロ ー ン	90,000	社員配当準備金	288,339
買入金銭債権	171,153	再 保 険	722
金 銭 の 信 託	119,533	社 債	640,735
有 価 証 券	37,043,400	そ の 他 負 債	4,813,669
国 債	16,414,388	売 現 先 勘 定	330,630
地 方 債	265,056	債券貸借取引受入担保金	3,789,618
社 債	2,009,302	借 入 金	271,600
株 式	4,695,958	未 払 法 人 税 等	19,047
外 国 証 券	12,448,233	未 払 金	42,189
そ の 他 の 証 券	1,210,460	未 払 費 用	39,361
貸 付 金	3,897,333	前 受 収 益	2,820
保 険 約 款 貸 付	175,665	預 り 金	32,456
一 般 貸 付	3,721,667	預 り 保 証 金	32,479
有 形 固 定 資 産	867,720	先 物 取 引 差 金 勘 定	179
土 地	606,719	金 融 派 生 商 品	167,208
建 物	241,955	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	79,525
建 設 仮 勘 定	16,474	資 産 除 去 債 務	3,529
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,571	仮 受 金	3,024
無 形 固 定 資 産	96,888	価 格 変 動 準 備 金	1,072,330
ソ フ ト ウ ェ ア	56,944	繰 延 税 金 負 債	395
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	39,943	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	78,178
再 保 険 貸 付	1,944	支 払 承 諾	5,743
そ の 他 資 産	542,792	負 債 の 部 合 計	40,537,397
未 収 金	109,985	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	8,736	基 金	100,000
未 収 収 益	129,181	基 金 償 却 積 立 金	880,000
預 託 金	13,140	再 評 価 積 立 金	452
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	14,861	剰 余 金	315,738
先 物 取 引 差 金 勘 定	352	損 失 填 補 準 備 金	13,419
金 融 派 生 商 品	76,321	そ の 他 剰 余 金	302,319
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	174,311	基 金 償 却 準 備 金	70,000
仮 払 金	9,003	価 格 変 動 積 立 金	29,764
そ の 他 の 資 産	6,898	社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	774
前 払 年 金 費 用	117,262	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	10,000
支 払 承 諾 見 返	5,743	不 動 産 圧 縮 積 立 金	25,101
貸 倒 引 当 金	△11,731	当 期 未 処 分 剰 余 金	166,680
		基 金 等 合 計	1,296,191
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,320,146
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 28,011
		土 地 再 評 価 差 額 金	121,544
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,413,678
		純 資 産 の 部 合 計	3,709,870
資 産 の 部 合 計	44,247,267	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	44,247,267

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることに変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分のうち、一部の小区分については、責任準備金対応債券を用いたリスク管理の必要性が乏しくなったことから、当年度より当該小区分を廃止しております。

この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響は軽微であります。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める

「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」という。）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払額の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デレッションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	11,999	11,999	—
その他有価証券（譲渡性預金）	11,999	11,999	—
買入金銭債権	171,153	175,564	4,410
満期保有目的の債券	165,258	169,668	4,410
その他有価証券	5,895	5,895	—
金銭の信託	119,533	119,533	—
売買目的有価証券	4,544	4,544	—
その他有価証券	114,988	114,988	—
有価証券	36,125,159	36,587,541	462,381
売買目的有価証券	461,933	461,933	—
満期保有目的の債券	3,320,294	3,716,928	396,634

責任準備金対応債券	13,838,014	13,906,096	68,081
子会社株式及び関連会社株式	98,991	96,657	△2,333
その他有価証券	18,405,926	18,405,926	—
貸付金	3,897,333	3,954,672	57,338
保険約款貸付	175,665	175,665	—
一般貸付	3,721,667	3,779,006	57,338
貸倒引当金(*1)	△10,292	—	—
	3,887,041	3,954,672	67,630
社債	640,735	632,941	△7,793
借入金	271,600	252,096	△19,503
金融派生商品(*2)	(90,887)	(90,887)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,914)	(24,914)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(65,973)	(65,973)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、894,593百万円(うち子会社株式及び関連会社株式858,941百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、23,646百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について2,676百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△14,874百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,906,394	3,262,747	356,353
	②社債	331,288	369,732	38,444
	③その他	164,508	172,544	8,035
	合計	3,402,191	3,805,024	402,833
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	3,761	3,756	△4
	③その他	79,600	77,815	△1,784
	合計	83,361	81,572	△1,788

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は308,305百万円であり、売却益の合計額は38,146百万円、売却損の合計額は100百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,111,410	7,868,511	757,100
	②社債	11,050	12,853	1,802
	③その他	406,870	415,799	8,928
	合計	7,529,331	8,297,163	767,832
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,671,106	4,148,846	△522,260
	②社債	34,233	31,204	△3,028
	③その他	1,603,342	1,428,881	△174,461
	合計	6,308,683	5,608,932	△699,750

④ その他有価証券の当年度中の売却額は3,297,154百万円であり、売却益の合計額は304,896百万円、売却損の合計額は59,071百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	(1)株式	1,367,463	4,341,956	2,974,493
	(2)債券	2,194,095	2,365,620	171,525
	①国債・地方債等	1,590,523	1,717,439	126,915
	②社債	603,571	648,181	44,609
	(3)その他	4,472,469	5,018,164	545,695
	合計	8,034,028	11,725,742	3,691,713
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	173,764	157,515	△16,249
	(2)債券	1,137,257	1,090,049	△47,208
	①国債・地方債等	167,278	163,964	△3,314
	②社債	969,979	926,085	△43,894
	(3)その他	5,974,304	5,565,503	△408,801
	合計	7,285,326	6,813,067	△472,258

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,462百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	11,999	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	171,153
貸付金(*)	451,385	718,223	575,753	616,785	744,293	606,898
有価証券	684,652	1,243,688	2,316,101	3,109,664	6,617,253	14,999,356
満期保有目的の 債券	217,271	548,665	451,881	83,913	559,970	1,458,591
責任準備金対応 債券	3,467	32,933	254,377	1,040,326	2,911,125	9,595,784
その他有価証券 のうち満期があ るもの	463,912	662,089	1,609,843	1,985,424	3,146,157	3,944,980
合計	1,148,037	1,961,911	2,891,855	3,726,450	7,361,547	15,777,408

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない8,326百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	912,335

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金(譲渡性預金)	—	11,999	—	11,999
買入金銭債権	—	5,895	—	5,895
その他有価証券	—	5,895	—	5,895
金銭の信託	—	119,533	—	119,533
売買目的有価証券	—	4,544	—	4,544
その他有価証券	—	114,988	—	114,988
有価証券	9,029,554	9,441,612	75,719	18,546,886
売買目的有価証券	299,182	160,784	1,965	461,933
国債・地方債等	109,129	—	—	109,129
社債	—	54,701	—	54,701
株式	102,088	—	—	102,088
その他	87,964	106,083	1,965	196,013
その他有価証券	8,730,372	9,280,827	73,753	18,084,953
国債・地方債等	1,765,441	115,961	—	1,881,403
社債	—	1,574,267	—	1,574,267
株式	4,497,426	2,045	—	4,499,471
その他	2,467,504	7,588,553	73,753	10,129,811
金融派生商品	1,504	74,816	—	76,321
通貨関連	—	45,481	—	45,481
金利関連	—	29,269	—	29,269
株式関連	328	—	—	328
債券関連	1,176	65	—	1,241
資産計	9,031,059	9,653,856	75,719	18,760,635
金融派生商品	177	167,030	—	167,208
通貨関連	—	107,748	—	107,748
金利関連	—	59,070	—	59,070
株式関連	46	—	—	46
債券関連	130	211	—	342
負債計	177	167,030	—	167,208

(*)時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は320,972百万円であります。当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
期首残高	247,723
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	2,744
購入、売却及び償還	
購入	73,458
売却	△2,954
期末残高	320,972

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託320,972百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	169,056	612	169,668
満期保有目的の債券	—	169,056	612	169,668
有価証券	15,589,518	2,127,164	2,999	17,719,682
満期保有目的の債券	3,094,795	619,133	2,999	3,716,928
国債・地方債等	3,094,795	167,952	—	3,262,747

社債	—	373,489	—	373,489
その他	—	77,691	2,999	80,691
責任準備金対応債券	12,398,065	1,508,031	—	13,906,096
国債・地方債等	12,017,358	—	—	12,017,358
社債	—	44,057	—	44,057
その他	380,706	1,463,973	—	1,844,680
子会社株式及び関連会社株式	96,657	—	—	96,657
貸付金	—	—	3,954,672	3,954,672
保険約款貸付	—	—	175,665	175,665
一般貸付	—	—	3,779,006	3,779,006
資産計	15,589,518	2,296,220	3,958,284	21,844,023
社債	—	632,941	—	632,941
借入金	—	252,096	—	252,096
負債計	—	885,037	—	885,037

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

② 金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③ 貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④ 社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤ 借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「売買目的有価証券」および「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載していません。

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券		合計
	売買目的 有価証券	その他有価証券	
	その他	その他	
期首残高	—	156,786	156,786
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
売買目的有価証券運用損に計上	△34	—	△34
その他有価証券評価差額金に計上	—	△7,963	△7,963
購入、売却、発行及び決済			
購入	2,000	5,374	7,374
売却	—	△80,444	△80,444
期末残高	1,965	73,753	75,719
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日 において保有する金融資産及び金融負債の評 価損益 (*1)	△34	—	△34

(*1) 「売買目的有価証券運用損」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は608,550百万円、時価は955,183百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,845百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は420百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は16百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は12,508百万円あります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は9,916百万円あります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、460,960百万円あります。

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、589,743百万円あります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,414,131百万円あります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、60,506百万円、金銭債務の総額は、5,501百万円あります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	281,323百万円
前期剰余金よりの繰入額	151,453百万円

当期社員配当金支払額	144,508 百万円
利息による増加等	71 百万円
当期末現在高	288,339 百万円

24. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
25. 担保に供されている資産の額は、有価証券 60,173 百万円であります。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 4,929,389 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 339,705 百万円であります。
27. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、73,215 百万円であります。
28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
29. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	237,599 百万円
勤務費用	9,409 百万円
利息費用	2,138 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	993 百万円
退職給付の支払額	△ 15,673 百万円
期末における退職給付債務	<u>234,467 百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	412,616 百万円
期待運用収益	3,578 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	24,776 百万円
事業主からの拠出額	2,315 百万円
退職給付の支払額	△ 10,650 百万円
期末における年金資産	<u>432,636 百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	233,776 百万円
年金資産	△ 432,636 百万円
	△ 198,859 百万円
非積立型制度の退職給付債務	690 百万円
未認識数理計算上の差異	64,145 百万円
未認識過去勤務費用	16,761 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	<u>△ 117,262 百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,409 百万円
利息費用	2,138 百万円
期待運用収益	△ 3,578 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 9,692 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,688 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△ 4,411 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.2%
株式	44.4%
生命保険一般勘定	22.7%
共同運用資産	16.4%
現金及び預金	2.5%
その他	8.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 58.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,194 百万円であります。

31. 子会社等の株式等は、957,933 百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、905,457 百万円、繰延税金負債の総額は、899,658 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,194 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 523,283 百万円および価格変動準備金 299,823 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 863,728 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△52.76%、評価性引当額の増減に係る△6.14%および外国子会社から受ける配当等の益金不算入額に係る△5.30%であります。

33. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 23 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 13,458 百万円であります。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式 957,933 百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、一部の関連法人等について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 1,602 百万円計上しております。

2022年度（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		4,803,400
保険料等収入	3,203,693	
再保険収入	3,194,937	
資産運用収益	8,755	
利息及び配当金等収入	1,538,977	
預貯金利息	988,501	
有価証券利息・配当金	6,137	
貸付金利息	855,613	
不動産賃貸料	59,579	
その他利息配当金	43,971	
金銭の信託運用益	23,199	
有価証券売却益	2,335	
有価証券償還益	343,043	
為替差益	170,717	
その他運用収益	33,925	
その他経常収益	454	
年金特約取扱受入金	60,729	
保険金据置受入金	11,451	
退職給付引当金戻入額	29,064	
その他の経常収益	11,749	
	8,464	
経常費用		4,520,345
保険金等支払金	2,805,089	
保険	643,750	
年給	636,191	
給付	451,704	
解約返戻金	961,467	
その他返戻金	110,332	
再保険料	1,642	
責任準備金等繰入額	432,606	
支払備金繰入額	4,083	
責任準備金繰入額	428,472	
社員配当金積立利息繰入額	50	
資産運用費用	755,303	
支払利息	40,266	
売買目的有価証券運用損	33	
有価証券売却損	59,172	
有価証券評価損	4,536	
有価証券償還損	900	
金融派生商品費用	601,687	
貸倒引当金繰入額	1,267	
貸付金償却	60	
貸用不動産等減価償却費	8,979	
その他運用費用	26,768	
特別勘定資産運用損	11,630	
事業	398,165	
その他経常費用	129,180	
保険金据置支払金	56,636	
税	37,039	
減価償却	30,564	
その他の経常費用	4,940	
経常利益		283,055
特別利益		3,280
固定資産等処分益	2,782	
子会社及び関連会社清算益	498	
特別損失		209,892
固定資産等処分損失	3,041	
減損	565	
子会社株式及び関連会社株式評価損	1,602	
価格変動準備金繰入額	202,957	
社会厚生事業増進助成金	1,725	
税引前当期純利益		76,444
法人税及び住民税		51,860
法人税等調整額		△ 79,562
法人税等調整額		△ 27,702
当期純利益		104,146

事業報告等

相互会社運営

第1号議案

第2号議案

第3号議案

附属資料

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
 なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は、27,380百万円、費用の総額は、42,707百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券22,532百万円、株式等55,499百万円、外国証券263,819百万円であります。
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券133百万円、株式等2,126百万円、外国証券56,912百万円であります。
 有価証券評価損の内訳は、株式等4,536百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は3百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は5,367百万円であります。
5. 「金融派生商品費用」には、評価益が376,689百万円含まれております。
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—
遊休不動産等	5件	255	309	565
合計	5件	255	309	565

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.73%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計		
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計	
					その 他		金 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金							剰 余 金
					基金償却 準備金	価格変動 積立金											
当期末首残高	150,000	830,000	452	12,963	90,000	29,764	536	70,000	25,643	183,807	412,715	1,393,168	2,704,190	4,795	121,889	2,830,875	4,224,043
当期変動額																	
社員配当準備金の積立										△151,453	△151,453	△151,453					△151,453
損失填補準備金の積立				456						△456							
基金償却積立金の積立		50,000										50,000					50,000
基金利息の支払										△477	△477	△477					△477
当期純剰余										104,146	104,146	104,146					104,146
基金の償却	△50,000											△50,000					△50,000
基金償却準備金の積立					30,000					△30,000							
基金償却準備金の取崩					△50,000							△50,000					△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立							1,963			△1,963							
社会厚生事業増進積立金の取崩							△1,725			1,725							
事業基盤強化積立金の取崩								△60,000		60,000							
不動産圧縮積立金の取崩									△542	542							
土地再評価差額金の取崩										807	807	807					807
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△50,000	50,000	—	456	△20,000	—	237	△60,000	△542	△17,127	△96,976	△96,976	△384,043	△32,807	△344	△417,196	△417,196
当期変動額合計																	
当期末残高	100,000	880,000	452	13,419	70,000	29,764	774	10,000	25,101	166,680	315,738	1,296,191	2,320,146	△28,011	121,544	2,413,678	3,709,870

2022年度（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 剰 余 金		166,680,037,351
任 意 積 立 金 取 崩 額		522,979,663
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	522,979,663	
計		167,203,017,014
剰 余 金 処 分 額		167,203,017,014
社 員 配 当 準 備 金	144,240,952,079	
差 引 純 剰 余 金		22,962,064,935
損 失 填 補 準 備 金	434,000,000	
基 金 利 息	302,500,000	
任 意 積 立 金	22,225,564,935	
基 金 償 却 準 備 金	20,000,000,000	
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	2,225,564,935	

2022年度(2023年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,411,205	保険契約準備金	38,284,928
コールローン	90,000	支払備金	926,059
買入金銭債権	171,153	責任準備金	37,070,528
金銭の信託	146,733	社員配当準備金	288,339
有価証券	39,322,197	代理店借借	6,866
貸付金	5,060,437	再保険借借	39,038
有形固定資産	914,073	社債	640,735
土地	623,010	その他負債	4,919,319
建物	267,471	債券貸借取引受入担保金	3,804,131
リース資産	276	その他の負債	1,115,188
建設仮勘定	16,762	退職給付に係る負債	7,709
その他の有形固定資産	6,553	価格変動準備金	1,074,039
無形固定資産	515,940	繰延税金負債	36,649
ソフトウェア	65,625	再評価に係る繰延税金負債	78,178
のれん	126,535	支払承諾	5,743
その他の無形固定資産	323,778	負債の部合計	45,093,208
代理店貸	1,455	(純資産の部)	
再保険貸	191,731	基金	100,000
その他資産	730,779	基金償却積立金	880,000
退職給付に係る資産	219,115	再評価積立金	452
繰延税金資産	13,000	連結剰余金	298,693
支払承諾見返	5,743	基金等合計	1,279,146
貸倒引当金	△11,732	その他有価証券評価差額金	2,169,500
		繰延ヘッジ損益	△27,077
		土地再評価差額金	121,544
		為替換算調整勘定	82,896
		退職給付に係る調整累計額	61,969
		その他の包括利益累計額合計	2,408,833
		非支配株主持分	648
		純資産の部合計	3,688,627
資産の部合計	48,781,836	負債及び純資産の部合計	48,781,836

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 [2022年4月1日から 2023年3月31日まで]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 18社</p> <p>主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および(利益) 剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 10社</p> <p>主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。</p> <p>TU Europa S.A. 傘下1社について、TU Europa S.A. 社が議決権の過半数を取得したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか) ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結される海外の子会社および子法人等の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分のうち、一部の小区分については、責任準備金対応債券を用いたリスク管理の必要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より当該小区分を廃止しております。

この変更による連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響は軽微であります。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債

権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
- ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
- ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」という。）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払額の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。

13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
15. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	11,999	11,999	—
その他有価証券(譲渡性預金)	11,999	11,999	—
買入金銭債権	171,153	175,564	4,410
満期保有目的の債券	165,258	169,668	4,410
その他有価証券	5,895	5,895	—
金銭の信託	119,533	119,533	—
売買目的有価証券	4,544	4,544	—
その他有価証券	114,988	114,988	—
有価証券	39,137,045	39,590,004	452,958
売買目的有価証券	1,605,779	1,605,779	—
満期保有目的の債券	3,341,999	3,739,172	397,173
責任準備金対応債券	13,838,014	13,906,096	68,081
子会社株式及び関連会社株式	108,953	96,657	△12,296
その他有価証券	20,242,298	20,242,298	—
貸付金	5,060,437	5,090,462	30,025
保険約款貸付	179,688	179,688	—
一般貸付	4,880,749	4,910,774	30,025
貸倒引当金(*1)	△10,292	—	—
	5,050,145	5,090,462	40,317
社債	640,735	632,941	△7,793
借入金	271,600	252,096	△19,503
金融派生商品(*2)	(89,146)	(89,146)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23,173)	(23,173)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(65,973)	(65,973)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、161,505百万円(うち子会社株式及び関連会社株式125,850百万円)、組合出資等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、23,646百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について1,073百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△14,874百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,920,315	3,277,218	356,902
	②社債	331,288	369,732	38,444
	③その他	164,508	172,544	8,035
	合計	3,416,113	3,819,495	403,382
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	858	848	△9
	②社債	3,761	3,756	△4
	③その他	86,524	84,740	△1,784
	合計	91,144	89,345	△1,798

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は308,305百万円であり、売却益の合計額は38,146百万円、売却損の合計額は100百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,111,410	7,868,511	757,100
	②社債	11,050	12,853	1,802
	③その他	406,870	415,799	8,928
	合計	7,529,331	8,297,163	767,832
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,671,106	4,148,846	△522,260
	②社債	34,233	31,204	△3,028
	③その他	1,603,342	1,428,881	△174,461
	合計	6,308,683	5,608,932	△699,750

- ④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は3,461,732百万円であり、売却益の合計額は305,522百万円、売却損の合計額は60,482百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	(1)株式	1,367,463	4,341,956	2,974,493
	(2)債券	2,196,069	2,367,626	171,557
	①国債・地方債等	1,590,523	1,717,439	126,915
	②社債	605,545	650,187	44,641
	(3)その他	4,645,231	5,194,107	548,875
	合計	8,208,764	11,903,689	3,694,925
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	(1)株式	173,764	157,515	△16,249
	(2)債券	1,163,277	1,113,607	△49,669
	①国債・地方債等	167,278	163,964	△3,314
	②社債	995,998	949,643	△46,355
	(3)その他	7,804,646	7,200,369	△604,276
	合計	9,141,687	8,471,492	△670,195

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,594百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金(譲渡性預金)	11,999	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	171,153
貸付金(*)	498,444	803,988	620,647	636,070	733,763	1,579,497
有価証券	773,890	1,478,877	2,615,253	3,393,673	6,971,670	15,594,018
満期保有目的の債券	218,976	552,203	455,501	87,759	562,041	1,465,516
責任準備金対応債券	3,467	32,933	254,377	1,040,326	2,911,125	9,595,784
その他有価証券のうち満期があるもの	551,446	893,741	1,905,374	2,265,587	3,498,504	4,532,717
合計	1,284,334	2,282,866	3,235,900	4,029,744	7,705,434	17,344,669

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない8,326百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	912,335

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
預貯金（譲渡性預金）	—	11,999	—	11,999
買入金銭債権	—	5,895	—	5,895
その他有価証券	—	5,895	—	5,895
金銭の信託	—	119,533	—	119,533
売買目的有価証券	—	4,544	—	4,544
その他有価証券	—	114,988	—	114,988
有価証券	10,170,588	11,250,721	105,795	21,527,105
売買目的有価証券	1,440,141	163,672	1,965	1,605,779
国債・地方債等	109,129	—	—	109,129
社債	—	54,701	—	54,701
株式	102,088	—	—	102,088
その他	1,228,922	108,971	1,965	1,339,859
その他有価証券	8,730,446	11,087,049	103,829	19,921,325
国債・地方債等	1,765,441	115,961	—	1,881,403
社債	—	1,599,830	—	1,599,830
株式	4,497,426	2,045	—	4,499,471
その他	2,467,579	9,369,211	103,829	11,940,620
金融派生商品	1,504	74,816	1,740	78,061
通貨関連	—	45,481	—	45,481
金利関連	—	29,269	—	29,269
株式関連	328	—	1,740	2,068
債券関連	1,176	65	—	1,241
資産計	10,172,093	11,462,965	107,535	21,742,594
金融派生商品	177	167,030	—	167,208
通貨関連	—	107,748	—	107,748
金利関連	—	59,070	—	59,070
株式関連	46	—	—	46
債券関連	130	211	—	342
負債計	177	167,030	—	167,208

(*) 時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は320,972百万円であります。当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	247,723
当期の損益又はその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金に計上	2,744
購入、売却及び償還	
購入	73,458
売却	△2,954
期末残高	320,972

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び連結貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託320,972百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	169,056	612	169,668
満期保有目的の債券	—	169,056	612	169,668
有価証券	15,611,758	2,127,168	2,999	17,741,926
満期保有目的の債券	3,117,035	619,137	2,999	3,739,172
国債・地方債等	3,110,114	167,952	—	3,278,066
社債	—	373,489	—	373,489
その他	6,920	77,695	2,999	87,616
責任準備金対応債券	12,398,065	1,508,031	—	13,906,096
国債・地方債等	12,017,358	—	—	12,017,358
社債	—	44,057	—	44,057
その他	380,706	1,463,973	—	1,844,680
子会社株式及び関連会社株式	96,657	—	—	96,657
貸付金	—	—	5,090,462	5,090,462
保険約款貸付	—	—	179,688	179,688
一般貸付	—	—	4,910,774	4,910,774
資産計	15,611,758	2,296,224	5,094,075	23,002,058
社債	—	632,941	—	632,941
借入金	—	252,096	—	252,096
負債計	—	885,037	—	885,037

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した当連結会計年度末の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については当連結会計年度末のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
金融派生商品			
インデックスオプション取引	ブラックショールズモデル	(*2)	(*2)

(*1) 上記のほか、有価証券の「売買目的有価証券」および「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

(*2) S&P500 インデックス等のインプライド・ボラティリティ等をインプットとして使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券		金融派生商品	合計
	売買目的有価証券	その他有価証券	インデックスオプション取引	
	その他	その他		
期首残高	—	166,027	3,525	169,552
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上(*1)	△34	52	△3,953	△3,935
その他の包括利益に計上(*2)	—	△7,101	541	△6,560
購入、売却、発行及び決済				
購入	2,000	9,100	3,050	14,150
売却	—	△82,921	—	△82,921
決済	—	—	△1,423	△1,423
レベル3の時価への振替(*3)	—	18,673	—	18,673
期末残高	1,965	103,829	1,740	107,535
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)	△34	—	△1,337	△1,372

(*1) 「資産運用収益」の「利息及び配当金等収入」、「資産運用費用」の「売買目的有価証券運用損」「金融派生商品費用」に含まれております。

(*2) 「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インデックスオプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、インデックスボラティリティです。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

16. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は622,599百万円、時価は978,886百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

17. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、30,944百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は420百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、16百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は12,508百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権額は110百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は17,904百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、483,481百万円であります。
19. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金	899百万円
-----	--------

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、589,743百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	281,323百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	151,453百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	144,508百万円
利息による増加等	71百万円
当連結会計年度末現在高	288,339百万円

22. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

23. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金2,118百万円、有価証券61,917百万円、貸付金200,343百万円であります。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は4,943,329百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は339,705百万円であります。

25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、152,091百万円であります。

26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

27. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金271,600百万円を含んでおります。

28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	321,269百万円
勤務費用	9,611百万円
利息費用	4,624百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△24,000百万円
退職給付の支払額	△18,750百万円
過去勤務費用の当期発生額	23百万円
その他	12,368百万円
期末における退職給付債務	305,145百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	496,777 百万円
期待運用収益	9,122 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	9,182 百万円
事業主からの拠出額	2,434 百万円
退職給付の支払額	△13,521 百万円
その他	12,556 百万円
期末における年金資産	516,551 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	296,895 百万円
年金資産	△516,551 百万円
	△219,655 百万円
非積立型制度の退職給付債務	8,249 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△211,405 百万円
退職給付に係る負債	7,709 百万円
退職給付に係る資産	△219,115 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△211,405 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,611 百万円
利息費用	4,624 百万円
期待運用収益	△9,122 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△9,624 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△2,718 百万円
その他	84 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△7,145 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	22,865 百万円
過去勤務費用	△2,688 百万円
合計	20,176 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	68,444 百万円
未認識過去勤務費用	17,109 百万円
合計	85,553 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.2%
株式	37.3%
生命保険一般勘定	27.6%
共同運用資産	20.2%
現金及び預金	2.1%
その他	7.6%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 49.4%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	5.3～5.4%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	2.0～6.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、5,450百万円であります。

29. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、234,804百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、961,403百万円、繰延税金負債の総額は、973,777百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,274百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 550,329百万円および価格変動準備金 300,057百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 863,992百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△61.66%、評価性引当額の増減に係る△7.17%および子会社等の留保利益に係る 6.16%であります。

31. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc.（以下「StanCorp」という。）の支払備金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に 779,675百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorp の買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、StanCorp の買収時に計上したのれんの残高 121,920百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の買収に係るのれんは、米国会計基準に基づき StanCorp の連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の残高 53,115百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorp の買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減損相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

32. 取得による企業結合

当社の連結子会社である StanCorp の子会社は、2022 年 12 月 1 日を開始日とする事業譲渡契約により、Securian Financial Group, Inc. から、同社のレコードキーピング事業を買収いたしました。

StanCorp は、米国財務会計基準審議会が公表する会計基準（ASC）Topic 805「企業結合」に基づき、本取引を事業の取得として認識しております。

(1) 企業結合の概要

①相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称 Securian Financial Group, Inc.

取得した事業の内容 レコードキーピング事業（※）

（※）企業が従業員に対する福利厚生制度として導入する確定拠出年金制度における管理事務を受託する事業

②企業結合を行った主な理由

団体年金事業における顧客基盤強化と事業効率化の買収効果により、StanCorp のさらなる成長を図ること等を目的としております。

(2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2022年12月1日から2022年12月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価 259百万米ドル

条件付取得対価 10百万米ドル

取得原価 269百万米ドル

（注）条件付取得対価については、現時点では確定しておらず、見積りにより計上しております。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 9百万米ドル

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計 1,639百万米ドル

（うち有価証券 1,020百万米ドル）

負債合計 1,370百万米ドル

（うち保険契約準備金 1,370百万米ドル）

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

34百万米ドル

②発生原因

StanCorp の団体年金事業における顧客基盤強化と事業効率化によって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却年数

10年間にわたる均等償却であります。

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額および主要な種類別の内訳ならびに全体および主要な種類別の加重平均償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
買収時の既契約価値	223百万米ドル	40年
既存チャネルから獲得される新契約価値	90百万米ドル	30年
合計	313百万米ドル	

(8) 企業結合契約に規定される条件付対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

企業結合日後の業績に応じて条件付取得対価を支払う契約となっております。条件付取得対価の変動部分については、米国会計基準に基づき認識しております。

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
経常収益		5,416,690
保険料等収入	3,670,209	
資産運用収益	1,648,194	
利息及び配当金等収入	1,092,386	
金銭の信託運用益	2,348	
有価証券売却益	343,669	
有価証券償還益	171,157	
為替差益	33,918	
その他の運用収益	4,713	
その他の経常収益	98,286	
経常費用		5,145,928
保険金等支払	3,124,231	
保険年金	780,675	
給付	637,897	
解約返戻金	630,584	
その他の返戻金等	963,099	
責任準備金繰入額	111,975	
支払準備金繰入額	472,247	
責任準備金繰入額	25,983	
社員配当金積立利息繰入額	446,213	
資産運用費用	50	
支払利息	816,750	
売買目的有価証券運用損	80,672	
有価証券売却損	33	
有価証券評価損	60,583	
有価証券償還損	4,668	
金融派生商品費用	966	
貸倒引当金繰入額	607,210	
貸付金償却	931	
貸用不動産等減価償却費用	60	
その他の運用費用	9,832	
特別勘定資産運用損	40,158	
事業費用	11,630	
その他の経常費用	566,231	
	166,467	
経常利益		270,761
特別利益		3,263
固定資産等処分益	2,782	
子会社及び関連会社清算益	480	
特別損失		208,621
固定資産等処分損失	3,044	
減損損失	595	
価格変動準備金繰入額	203,244	
社会厚生事業増進助成金	1,725	
その他の特別損失	11	
税金等調整前当期純剰余		65,403
法人税及び住民税等		54,794
法人税等調整額		△75,273
法人税等合計		△20,479
当期純剰余		85,882
非支配株主に帰属する当期純剰余		27
親会社に帰属する当期純剰余		85,855

連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—
遊休不動産等	6件	255	339	595
合 計	6件	255	339	595

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.73%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ハッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	150,000	830,000	452	413,961	1,394,414	2,759,564	4,821	121,889	△22,534	46,850	2,910,591	692	4,305,697	
当期変動額														
社員配当準備金の積立				△151,453	△151,453								△151,453	
基金償却積立金の積立		50,000			50,000								50,000	
基金利息の支払				△477	△477								△477	
親会社に帰属する当期純剰余				85,855	85,855								85,855	
基金の償却	△50,000				△50,000								△50,000	
基金償却準備金の取崩				△50,000	△50,000								△50,000	
土地再評価差額金の取崩				807	807								807	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					—	△590,063	△31,899	△344	105,431	15,118	△501,757	△43	△501,801	
当期変動額合計	△50,000	50,000	—	△115,267	△115,267	△590,063	△31,899	△344	105,431	15,118	△501,757	△43	△617,069	
当期末残高	100,000	880,000	452	298,693	1,279,146	2,169,500	△27,077	121,544	82,896	61,969	2,408,833	648	3,688,627	

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 熊 木 幸 雄
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 広 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 広 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査等に当たっては、新型コロナウイルス感染防止策を十分に行ないつつ、対面を中心に、一部リモートも活用して実施しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員長 上 村 達 男

監査委員 木 瀬 照 雄

監査委員 佐々木 百 合

監査委員 菊 川 隆 志

(注1) 監査委員長 上村達男、監査委員 木瀬照雄および監査委員 佐々木百合は、保険業法第53条の2第5項および第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査委員 北村敏子は、2023年1月31日をもって取締役辞任により監査委員を退任いたしました。なお、監査委員会の構成につきましては、法令および定款の規定を満たしております。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づき、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日時点の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、選考委員会）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・ 当社の社員であること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

(2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

(1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であること

(2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定
- ・立候補者数が選出数22名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定

<地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

■ 評議員会の開催

2022年7月5日開催の第75回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第56回評議員会(2022年11月17日)

- ①2022年度上半期報告
- ②地元の元気プロジェクトを中心とした地域貢献に資する取組み

第57回評議員会(2023年2月16日)

- ①2022年度決算見通し
- ②当社の資産運用に係る取組みと今後の方針について

また、2023年6月15日に開催予定の第58回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2022年度決算の概要
- ②海外保険事業の取組み
- ③第76回定時総代会決議事項および「お客さま懇談会」でのご意見・ご要望について

■ お客さま懇談会の開催

2022年度のお客さま懇談会は、2023年1月から2月にかけて、全国の支社等105会場で開催し、119名の総代を含む2,437名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。2022年度は、「2022年度上半期報告」「MY Mutual Way I期の概要」「地元の元気プロジェクトを中心とした地域貢献に資する取組み」「MYリンクコーディネーターと事務サービス・コンシェルジュの役割と活動状況」等についてご説明し、8,186件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会へのご出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、代表的なご意見・ご要望とその対応状況を当社ホームページに公開しています。

決 議 事 項

総 代 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 2022 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項 58 頁に記載のとおりであります。

2022 年度未処分剰余金は 1,666 億 8,003 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 5 億 2,297 万円を加え、剰余金処分額を 1,672 億 301 万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,442 億 4,095 万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、4 億 3,400 万円を損失填補準備金として積み立て、3 億 250 万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金 200 億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和 4 年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和 4 年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 2022 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（96～124 頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 評議員承認の件

評議員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第26条および第27条の規定により評議員14名の承認をお願いするものであります。

各候補者は、企業経営者、法律・会計・保険等の専門知識を有する学識経験者、その他の会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議するのにふさわしい見識を有していることを定めた評議員選考規程に基づき選考しております。

評議員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

評議員候補者（敬称略・五十音順）

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
上村 協子 (1955年8月2日)	一般社団法人現代生活学研究所 所長 上村氏は、生活経営学、家庭経済学を専門とする大学教授として研究に携わってこられ、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
大塚 紀男 (1950年7月5日)	日本精工株式会社 名誉顧問 大塚氏は、機械事業を中核とする日本精工株式会社の社長、会長を経て、現在は名誉顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
小野 由理 (1969年10月10日)	株式会社三菱総合研究所 デジタル・トランスフォーメーション部門 参与 小野氏は、株式会社三菱総合研究所のデジタル・トランスフォーメーション部門 参与を務められるとともに、統計科学、都市計画等を専門とする研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
恩藏 直人 (1959年1月29日)	早稲田大学 商学学術院 教授 恩藏氏は、マーケティング戦略を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
片野坂 真 哉 (1955年7月4日)	ANAホールディングス株式会社 代表取締役会長 片野坂氏は、定期航空運送事業を中核とする全日本空輸株式会社を傘下にもつANAホールディングス株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重 任
河 合 美 宏 (1960年9月14日)	京都大学 経営管理大学院 特命教授 河合氏は、経済開発協力機構（OECD）保険委員会事務局、ポーランド政府財務大臣顧問、保険監督者国際機構（IAIS）事務局長等を経て、現在は、国際マネジメント、金融等を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重 任
杉 山 博 孝 (1949年7月1日)	三菱地所株式会社 取締役 杉山氏は、不動産事業を中核とする三菱地所株式会社の社長、会長を経て、現在は取締役を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重 任
高 田 晴 仁 (1965年10月14日)	慶應義塾大学大学院 教授、弁護士 高田氏は、商法、会社法を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重 任
中 浜 隆 (1959年12月10日)	小樽商科大学 教授 中浜氏は、保険学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重 任
永 沢 裕美子 (1959年11月6日)	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事副会長 永沢氏は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の代表理事副会長を務められるとともに、金融経済教育等を専門とする研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	新 任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
道盛 大志郎 (1956年9月29日)	島田法律事務所 弁護士 道盛氏は、大蔵省勤務、東京国税局長、税務大学校長、株式会社大和総研専務理事等を歴任され、現在は、弁護士として業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
山内 隆司 (1946年6月12日)	大成建設株式会社 取締役名誉顧問 山内氏は、建設業を中核とする大成建設株式会社の社長、会長を経て、現在は名誉顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
山木 利満 (1947年5月3日)	小田急電鉄株式会社 顧問 山木氏は、鉄道事業を中核とする小田急電鉄株式会社の社長、会長を経て、現在は顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
山崎 彰三 (1948年9月12日)	公認会計士 山崎氏は、監査法人勤務、日本公認会計士協会会長等を歴任、現在は、公認会計士として業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任

(注) 職業は、2023年5月17日現在であります。

第 3 号議案 取締役 11 名選任の件

現在の取締役 10 名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役根岸秋男、永島英器、牧野真也、荒谷雅夫、菊川隆志、秋田正紀、上村達男、堀切功章、佐々木百合の 9 氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、上田輝久、吉井久美子の両氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
ね ぎし あき お 根 岸 秋 男 (1958 年 10 月 31 日) <div style="border: 1px solid gray; background-color: #e0e0e0; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2009 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長 2011 年 4 月 同 執行役 2012 年 4 月 同 常務執行役 2013 年 7 月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019 年 4 月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 2021 年 7 月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 2021 年 7 月 同 取締役会長 指名委員 報酬委員 現在に至る ＜重要な兼職＞ 株式会社三菱UFJ銀行 取締役監査等委員

【取締役候補者とした理由】

根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2013 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担い、また 2021 年より取締役会長として当社のガバナンス態勢の高度化に取り組むなど、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
ながしま ひで き 永島英器 (1963年2月18日) 再任	1986年 4月 明治生命保険相互会社入社 2015年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 企画部長 2016年 4月 同 執行役員 人事部長 2017年 4月 同 常務執行役 2021年 7月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 永島氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2021年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。	
まきの しん や 牧野真也 (1961年3月19日) 再任	1983年 4月 安田生命保険相互会社入社 2013年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長 2015年 4月 同 常務執行役 2017年 4月 同 専務執行役 2020年 4月 同 執行役副社長 2020年 7月 同 取締役 執行役副社長 2021年 7月 同 取締役 代表執行役副社長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 牧野氏は、これまでの当社個人営業部門、営業人事部、商品部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2020年より取締役 執行役副社長として、また 2021年より取締役 代表執行役副社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p>あら たに まさ お 荒 谷 雅 夫</p> <p>(1961年1月10日)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 明治生命保険相互会社入社</p> <p>2013年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長</p> <p>2014年 4月 同 執行役</p> <p>2015年 4月 同 常務執行役</p> <p>2017年 4月 同 専務執行役</p> <p>2019年 4月 同 執行役副社長 資産運用部門長</p> <p>2019年 7月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長</p> <p>2021年 4月 同 取締役 執行役副社長 資産運用管掌執行役</p> <p>2022年 4月 同 取締役 代表執行役副社長 資産運用管掌執行役</p> <p>現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社山口銀行 取締役監査等委員</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>荒谷氏は、これまでの当社資産運用部門、調査部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2019年より取締役 執行役副社長として、また2022年より取締役 代表執行役副社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	
<p>きく がわ たか し 菊 川 隆 志</p> <p>(1960年4月21日)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 安田生命保険相互会社入社</p> <p>2014年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 大阪本部長</p> <p>2016年 4月 同 常務執行役</p> <p>2020年 4月 同 専務執行役</p> <p>2021年 4月 同 常任顧問</p> <p>2021年 7月 同 取締役 監査委員</p> <p>現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社千葉興業銀行 監査役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>菊川氏は、これまでの当社個人営業部門、コンプライアンス統括部および資産運用部門の担当執行役としての経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2021年より取締役が果たす監督機能の一翼を担う監査委員会の常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監査しており、取締役会の監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p style="text-align: center;">あき た まさ き 秋 田 正 紀</p> <p style="text-align: center;">(1958年12月24日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 6年 【取締役会出席状況】 16/16回</p>	<p>1983年 4月 阪急電鉄株式会社入社 1991年 7月 株式会社松屋入社 1999年 5月 同 取締役 2001年 5月 同 常務取締役 2005年 3月 同 専務取締役 2005年 5月 同 代表取締役副社長 2007年 5月 同 代表取締役社長 2008年 5月 同 代表取締役社長執行役員 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2021年 7月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る 2023年 3月 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>秋田氏は、株式会社松屋会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2017年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p style="text-align: center;">うえ むら たつ お 上 村 達 男</p> <p style="text-align: center;">(1948年4月19日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 3年 【取締役会出席状況】 16/16回</p>	<p>1986年 4月 専修大学法学部 教授 1990年 4月 立教大学法学部 教授 1997年 4月 早稲田大学法学部 教授 2002年 4月 同 大学院法務研究科 教授併任 2003年 6月 同 21世紀COE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2004年 9月 同 法学学術院教授 2006年 9月 同 法学学術院長・法学部長 2008年 7月 同 グローバルCOE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2019年 4月 同 名誉教授 現在に至る 2020年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 2023年 2月 同 取締役 監査委員長 報酬委員 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 松竹株式会社 取締役 ロート製薬株式会社 取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>上村氏は、会社法等を研究する大学名誉教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役に歴任するなど、法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2020年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p data-bbox="252 300 485 349">ほり きり のり あき 堀 切 功 章</p> <p data-bbox="260 398 478 425">(1951年9月2日)</p> <p data-bbox="233 479 292 506">再任</p> <p data-bbox="445 479 504 506">社外</p> <p data-bbox="178 647 480 674">【取締役在任期間】 2年</p> <p data-bbox="178 696 536 723">【取締役会出席状況】 16/16回</p>	<p data-bbox="638 271 1305 331">1974年 4月 キッコーマン醤油株式会社 (現キッコーマン株式会社) 入社</p> <p data-bbox="638 338 1007 365">2003年 6月 同 執行役員</p> <p data-bbox="638 371 1059 398">2006年 6月 同 常務執行役員</p> <p data-bbox="638 405 1142 432">2008年 6月 同 取締役常務執行役員</p> <p data-bbox="638 439 1195 465">2011年 6月 同 代表取締役専務執行役員</p> <p data-bbox="638 472 1166 499">2013年 6月 同 代表取締役社長CEO</p> <p data-bbox="638 506 1166 533">2021年 6月 同 代表取締役会長CEO</p> <p data-bbox="847 539 979 566">現在に至る</p> <p data-bbox="638 573 1278 633">2021年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員</p> <p data-bbox="847 640 979 667">現在に至る</p> <p data-bbox="601 689 762 716">＜重要な兼職＞</p> <p data-bbox="630 723 1187 750">キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO</p> <p data-bbox="630 757 967 784">長瀬産業株式会社 取締役</p>
<p data-bbox="178 851 831 878">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="178 884 1414 945">堀切氏は、キッコーマン株式会社会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="178 952 1414 1012">2021年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p data-bbox="245 1104 491 1153">さ さ き ゆ り 佐 々 木 百 合</p> <p data-bbox="253 1202 483 1229">(1967年5月26日)</p> <p data-bbox="236 1283 295 1310">再任</p> <p data-bbox="448 1283 507 1310">社外</p> <p data-bbox="178 1391 480 1417">【取締役在任期間】 1年</p> <p data-bbox="178 1440 536 1467">【取締役会出席状況】 13/13回</p>	<p data-bbox="638 1075 1426 1102">1998年 4月 高千穂商科大学 (現高千穂大学) 商学部 助教授</p> <p data-bbox="638 1108 1222 1135">2001年 4月 明治学院大学経済学部 助教授</p> <p data-bbox="638 1142 1195 1169">2006年 4月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p data-bbox="638 1176 1195 1202">2007年 4月 明治学院大学経済学部 教授</p> <p data-bbox="847 1209 979 1236">現在に至る</p> <p data-bbox="638 1243 1195 1270">2015年 11月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p data-bbox="638 1276 1166 1303">2020年 4月 明治学院大学 経済学部長</p> <p data-bbox="638 1310 1278 1370">2022年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員</p> <p data-bbox="847 1377 979 1404">現在に至る</p> <p data-bbox="601 1426 762 1453">＜重要な兼職＞</p> <p data-bbox="630 1460 1083 1487">三菱HCキャピタル株式会社 取締役</p>
<p data-bbox="178 1556 831 1583">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="178 1590 1414 1682">佐々木氏は、国際金融等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役に務めるなど、国際金融の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="178 1688 1414 1780">同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2022年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p>うえだてるひさ 上田輝久</p> <p>(1957年5月14日)</p> <p>新任 社外</p>	<p>1982年 4月 株式会社島津製作所入社 2007年 6月 同 執行役員 分析計測事業部副事業部長 2011年 6月 同 取締役 分析計測事業部長 2013年 6月 同 取締役 常務執行役員 分析計測事業部長 2014年 6月 同 取締役 専務執行役員 分析計測事業部長 2015年 6月 同 代表取締役社長 2022年 4月 同 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社島津製作所 代表取締役会長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>上田氏は、株式会社島津製作所会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>独立した立場から、執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p> <p>【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】</p> <p>上田氏が代表取締役会長を務めている株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線撮影装置の保守点検業務に関する不適切行為が行なわれていたことが判明したことを公表し、2023年2月に外部調査委員会からの原因分析および再発防止策等の提言に基づき、速やかに具体的な再発防止策を策定、実行することを公表いたしました。</p>	
<p>よしいくみこ 吉井久美子</p> <p>(1978年12月13日)</p> <p>新任 社外</p>	<p>2001年 4月 中央青山監査法人入所 2007年 11月 最高裁判所司法研修所入所 2008年 12月 第一東京弁護士会登録 2009年 1月 TMI総合法律事務所入所 2018年 12月 公認会計士登録 2020年 1月 TMI総合法律事務所 カウンセル 2023年 1月 同 パートナー 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社カウシェ 監査役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>吉井氏は、公認会計士としての幅広い知識と経験等に加え、TMI総合法律事務所のパートナー（弁護士）を務めるなど、財務・会計および法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2023年5月12日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2023年7月4日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・2022年12月15日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
秋田正紀氏	○	○	○	○	○
上村達男氏	○	○	○	○	○
堀切功章氏	○	○	○	○	○
佐々木百合氏	○	○	○	○	○
上田輝久氏	○	○	○	○	○
吉井久美子氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと
- (4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、損害賠償請求により被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、2023年7月に満期をむかえ、同様の内容で更新の予定です。
7. 当社と社外取締役の間では、保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第1号議案 附属資料】

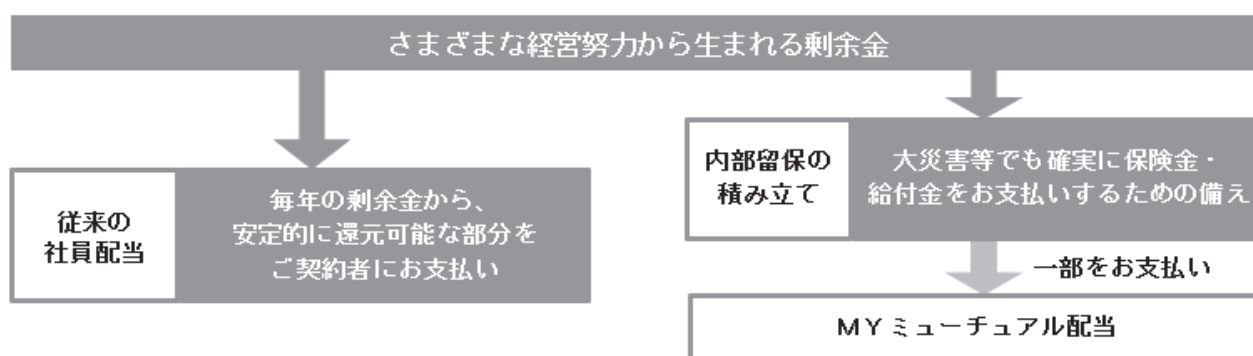
社員配当金の分配について

第1号議案でご審議いただく「2022年度剰余金処分案承認の件」に基づく2023年度社員配当金は次のとおりであります。

1. 社員（ご契約者）配当の仕組み

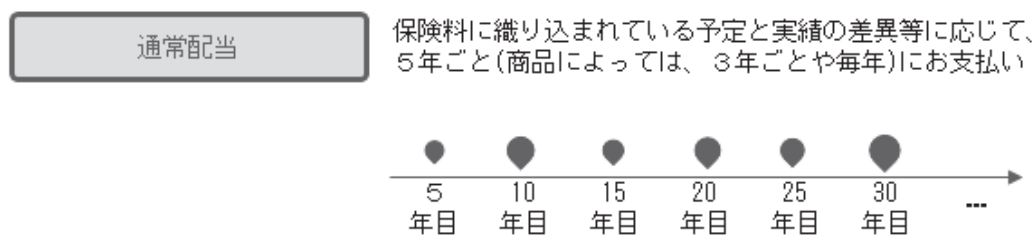
（1）個人保険・個人年金保険

- 当社の社員（ご契約者）配当は、「通常配当」および「MYミューチュアル配当」等により行ないます。
- 生命保険のご契約は長期間にわたるため将来の事象を正確に予測することは困難であることから、将来の保険金等のお支払いを確実にこなえるよう、ある程度の安全を見込んだ予定率を設定して保険料を算出しています。
- 「通常配当」は、この保険料に織り込まれている予定とさまざまな経営努力の結果である実績との差異等により生じた剰余をもとに、安定的に還元可能な部分をお支払いする社員（ご契約者）配当です。
- 他方、当社は、運用環境の急激な変化や大地震・パンデミック等が発生した場合でも、将来の保険金等のお支払いを確実にこなうための財務の健全性、および成長のための投資財源を確保するため、剰余から内部留保を積み立てています。
- 「MYミューチュアル配当」は、その内部留保への貢献度に応じて、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当です。



通常配当の仕組み

- 「通常配当」は、保険料に織り込まれている予定率に対応する利差配当・危険差配当・費差配当から構成され、5年ごと（保険種類によっては3年ごとや毎年）にお支払いします。



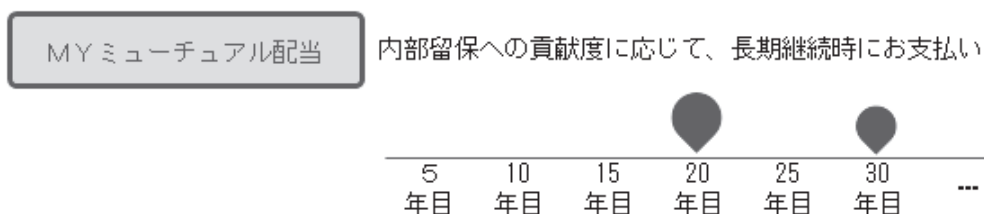
<通常配当の構成>

利差配当	運用収支の状況によりお支払いする配当
危険差配当	保険金・給付金等のお支払いの状況によりお支払いする配当
費差配当	事業費支出の状況によりお支払いする配当

- 「通常配当」の分配は、当年度の収支状況、将来にわたる財務の健全性の確保および各ご契約の総合的な剰余への貢献度等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。
- なお、利差配当については、配当基準利回り（実績相当の利回り）が保険料に織り込まれている予定利回りを下回るご契約の場合、マイナスになりますが、そのマイナス分はご契約（主契約＋特約）単位で危険差配当・費差配当と相殺します。この相殺後の金額がマイナスになった場合、お支払いする配当金額はゼロとしています。

MYミューチュアル配当の仕組み

- 「MYミューチュアル配当」は、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当であり、内部留保に特に貢献する対象商品へのご加入から20年経過後の初めての年単位応当日にお支払いし、その後は10年経過ごとの年単位応当日にお支払いします。



○「MYミューチュアル配当」の対象商品は、以下の保障性商品としています。

種類	対象商品（注1）
総合保障・医療保険等	ベストスタイル(J r.)、メディカルスタイル F(J r.)、ライフアカウントL. A.、メディカルアカウントm. a.、明日のミカタ、元気のミカタ、認知症ケア(MC I プラス)、一時金給付型終身医療保険、かんたん告知終身医療保険、かんたん告知医療保険、明治安田のしっかりそなえるがん終身保険、いまから認知症保険(MC I プラス)、介護のささえ、明治安田のケガほけん、退職後終身医療保険、メディカルスタイル(J r.)、50歳からの終身医療保険、MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス 2012、才色健美、医療のほけん
法人向け定期保険	「保障選択制」定期保険、新通増定期保険、3年間災害保障型通増定期保険、新定期保険E、生活障害保障定期保険、通増定期保険E

(注1) 2023年3月31日時点の対象商品を記載しています。

○「MYミューチュアル配当」のお支払金額は、内部留保への貢献度に応じて毎年加算される「ミューチュアル・ポイント（注2）」の累計に、当社の健全性の水準等に応じて設定される「ポイント単価（注3）」を乗じて算定します。

$$\boxed{\text{MYミューチュアル配当
お支払金額}} = \boxed{\text{ミューチュアル・
ポイントの累計}} \times \boxed{\text{ポイント単価}}$$

(注2) 「ミューチュアル・ポイント」は、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントがゼロになる可能性があります。

(注3) 「ポイント単価」は、当社の健全性が著しく悪化した場合、ゼロになる可能性があります。

(2) 団体保険

○団体保険の社員（ご契約者）配当は、保険収支の状況等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

(3) 団体年金保険

○ご契約に終期のない団体年金保険の社員（ご契約者）配当は、中長期的に安定した還元を実施する個人保険・個人年金保険とは異なり、毎期の運用実績をふまえて還元しています。

○団体年金保険の配当率は、毎年の団体年金資産区分の剰余の範囲内で、当面の予定利率維持が可能となるリスクバッファの水準をふまえて設定しています。

2. 社員（ご契約者）配当率（2023年度）

- 2022年度決算においては、新型コロナウイルス感染症に関する保険金等の支払い増加があったものの、みなし入院の取扱いを収束することや、中長期的に安定した配当還元を実施する観点から、個人保険・個人年金保険の危険差配当率をすえ置きます。また、個人保険・個人年金保険の利差配当総額についても、安定的なご契約者配当を維持する観点から、同水準にすえ置きます。
- 個人保険・個人年金保険のMYミューチュアル配当については、経済価値ベースの健全性の水準をふまえ、ポイント単価をすえ置きます。なお、ミューチュアル・ポイントについては、2023年度に総額約2,617万ポイント（ポイント単価300円で換算した場合、約78億円相当）付与します。
- 団体保険の配当については、保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置きます。
- 団体年金保険の配当については、団体年金資産区分の運用実績およびリスクバッファの状況等をふまえ、利差配当率をゼロとします。
- 設定した配当率の概要（注4）は次のとおりになります。

（注4） 配当率の詳細や具体的な計算方法等は「【参考】2022年度決算に基づく2023年度社員（ご契約者）配当」をご参照ください。

個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

《ダイヤモンド保険ライフ、クオリスシリーズ、養老保険等》

利差配当	配当率変更 (配当総額 同水準に すえ置き) (注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く保障付積立保険）〕 ・予定利率1.3%以下のご契約：0.45% ・予定利率1.3%超2%以下のご契約：1.50%（配当基準利回り）－予定利率 ・予定利率2%超3%以下のご契約：1.35%（配当基準利回り）－予定利率 ・予定利率3%超4%以下のご契約：1.10%（配当基準利回り）－予定利率 ・予定利率4%超のご契約：0.70%（配当基準利回り）－予定利率
危険差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日や現在の年齢等に応じ、配当率を設定
費差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が2023年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・新進増定期保険

（注5） 予定利率1.3%以下のご契約について、配当率を見直しています。（変更前は、予定利率0.4%のご契約：1.10%、予定利率1.15%のご契約：0.35%）

個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

《ライフアカウントL.A. 等》

利差配当 (注6)	配当率変更 (配当総額 同水準に すえ置き) (注8)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約*〕 予定利率 1.3%以下のご契約 :0.30% 予定利率 1.3%超 2%以下のご契約 :1.50% (配当基準利回り) - 予定利率 予定利率 2%超 3%以下のご契約 :1.35% (配当基準利回り) - 予定利率 ※ 主契約部分の配当基準利回りは以下のとおり 2013年4月1日以前に締結したご契約 1.50% 2013年4月2日以後に締結したご契約 1.00%
ハートフル 配当(注6) (注7)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が 2023 年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.

(注6) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。3年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注7) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

(注8) 予定利率 1.3%以下のご契約について、配当率を見直しています。（変更前は、予定利率 0.55%のご契約:0.95%、予定利率 1.3%のご契約:0.20%）

個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

《終身保険パイオニアE、ダイヤモンド保険ライフE、クオリスシリーズE 等》

利差配当 (注9)	配当率変更 (配当総額 同水準に すえ置き) (注11)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く個人年金保険(2011)）〕 予定利率 1.3%以下のご契約 :0.30% 予定利率 1.3%超 2%以下のご契約 :1.50% (配当基準利回り) - 予定利率 予定利率 2%超 3%以下のご契約 :1.35% (配当基準利回り) - 予定利率
ハートフル 配当(注9) (注10)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・保険種類・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が 2023 年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・介護のささえ、かんたん告知医療保険、メディカルスタイル(Jr.)、 MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス 2012、才色健美、 医療のほけん、新定期保険E、遡増定期保険E

(注9) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注10) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

(注 11) 予定利率 1.3%以下のご契約について、配当率を見直しています。(変更前は、予定利率 0.55%のご契約:0.95%、予定利率 1.3%のご契約:0.20%)

個人保険 (5年ごと配当タイプ)

《ベストスタイル、明日のミカタ 等》

利差配当 (注 12)	配当率変更 (配当総額 同水準に すえ置き) (注 13)	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 0.30%
危険差配当 (注 12)	配当率 すえ置き	・保険種類・特約ごとに、年齢・性別等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	・MYミューチュアル配当が 2023 年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・ベストスタイル(J r.)、メディカルスタイル F(J r.)、明日のミカタ、 元気のミカタ、認知症ケア(MC I プラス)、一時金給付型終身医療保険、か んたん告知終身医療保険、明治安田のしっかりそなえるがん終身保険、いま から認知症保険 (MC I プラス)、明治安田のケガほけん、退職後終身医療 保険、50 歳からの終身医療保険、「保障選択制」定期保険、3 年間災害保障 型通増定期保険、生活障害保障定期保険

(注 12) 利差配当および危険差配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注 13) 予定利率 1.3%以下のご契約について、配当率を見直しています。(変更前は、予定利率 0.55%のご契約:0.95%、予定利率 1.3%のご契約:0.20%)

団体保険

危険差配当	配当率 すえ置き	・団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定
-------	-------------	------------------------

団体年金保険

商 品	実質の利回り (予定利率+利差配当率)	
	予定利率	利差配当率
予定利率が 0.75%の商品 《新企業年金保険、厚生年金基金保険 等》	0.75%	0.00%
予定利率が 1.00%の商品 《新企業年金保険(02)(特則一般勘定部分)、 確定給付企業年金保険(特則一般勘定部分)》	1.00%	0.00%
予定利率が 1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がある商品 《新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分)、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除 く特則一般勘定部分)等》	1.25%	0.00%
予定利率が 1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がない商品 《拠出型企業年金保険(02)》	1.25%	0.00%

3. 社員（ご契約者）配当例（2023年度）－個人保険・個人年金保険－

通常配当の金額例

〔例1〕 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注14）	死亡契約（注15）
					〔保険金＋配当金〕
2022年度	1年	136,044	820	－	12,400,820
2021年度	2年	136,044	1,060	－	12,401,880
2020年度	3年	136,044	1,300	－	12,403,520
2019年度	4年	136,044	1,640	－	12,405,740
2018年度	5年	140,208	7,970	30,850	12,430,850
2017年度	6年	140,208	8,950	－	12,437,576
2016年度	7年	144,240	10,310	－	12,446,382
2015年度	8年	144,240	11,290	－	12,453,909
2014年度	9年	144,240	12,010	－	12,461,137

（注14）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

（注15）契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕〔例3〕において同じ）。

〔例2〕 個人年金保険（年金かけはし）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注16）	死亡契約（注17）
					〔配当金〕
2022年度	1年	240,000	343	－	343
2021年度	2年	240,000	1,032	－	2,120
2020年度	3年	240,000	1,725	－	6,081
2019年度	4年	240,000	2,421	－	12,638
2018年度	5年	240,000	3,121	22,209	22,209

（注16）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

（注17）別途、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例3〕終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）の場合

- 50歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注18）	死亡契約 〔保険金+配当金〕
2021年度	2年	533,880	2,000	-	10,004,100
2020年度	3年	533,880	3,300	-	10,011,700
2019年度	4年	533,880	4,700	-	10,024,500
2018年度	5年	545,760	8,000	48,600	10,048,600

（注18）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

MYミューチュアル配当の金額例

〔例4〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A.）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル）の場合

〔転換前契約〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型、契約通算特約付加）

- 40歳加入・男性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 定期保険特約 2,000万円+積立金（注19）
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

〔転換後契約〕組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2015年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 2,180万円（生活サポート終身年金特約 180万円、定期保険特約 2,000万円）
- 入院給付金日額 10,000円

契約年度 (注20)	経過年数	保険料(月掛)(注21) (単位:円)			ミューチュアル・ ポイントの累計(注22) (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)
		契約時	更新後	転換後		
2003年度	20年	9,815	16,085	31,550	408	122,400

（注19）アカウントの積立金相当額（災害死亡時には、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いします。

（注20）転換前契約の契約年度です。

（注21）転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。

（注22）20年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします。

【参考】2022年度決算に基づく2023年度社員（ご契約者）配当

1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

（1）通常配当

各契約の配当金は、主契約および特約ごとに計算した下記アからオの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。なお、新養老保険、保障付積立保険および1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、零とします。

ア. 利差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金		区分	配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が1.3%以下の主契約、特約		予定利率+0.45
	予定利率が1.3%超2.0%以下の主契約、特約		1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約		1.35
	予定利率が3.0%超4.0%以下の主契約、特約		1.10
	予定利率が4.0%超の主契約、特約		0.70
一時払 安田の新・養老保険*	1995年9月9日以後2002年6月30日以前の契約		1.50
	2002年7月1日以後の契約		1.00
一時払 個人年金保険	1998年4月2日以後2002年7月1日以前の契約		1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約		1.00
一時払 新・年金保険*	1998年5月6日以後2002年6月30日以前の契約		1.50
一時払 新・年金保険(1994)*	2002年7月1日以後の契約		1.00
一時払終身保険 (注1)	1998年7月2日以後の契約		予定利率と同じ
一時払 新・終身保険*	1998年10月2日以後の契約		予定利率と同じ
一時払退職後終身保険 (*) 一時払退職後終身保険定期保険特約 (*)	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約		1.50
	2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約		1.00
	2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約		0.75
	2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約		0.35
	2017年1月2日以後の契約		0.25
一時払の養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約		1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.10
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約		1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約		1.25
一時払の終身買増特約 (注2)	1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約		1.50
一時払の年金買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約		1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約		1.00
一時払変額個人年金保険のうち 右記の契約	2007年4月2日以後2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)		1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)		1.00
	2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)		0.55
	年金開始後の契約		予定利率と同じ
移行特約 (注3) (注4)	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約		1.15
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約		1.00
	2019年4月2日以後の契約		0.40
年金支払特約のうち右記の契約	2021年2月2日以後の契約		0.85
年金保険*のうち右記の契約	2013年4月2日以後の契約		1.50

* は安田生命保険相互会社のみ保険契約 (*)は安田生命保険相互会社の契約を含むことを意味する。以下同じ

(注1) 一時払の介護年金付終身保険、最終生存者終身保険のうち1999年4月2日以後の契約については1.50%

(注2) 一時払の最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約を含む

(注3) 移行特約とは、年金移行特約、介護保障移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指す。以下同じ

(注4) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表(ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える)の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注5)} \times \text{危険保険金(注6)}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例〕

(単位:円)

性別	現在年齢 (注7)	契 約 日								
		1969.6.1 ～ 1974.5.1	1974.5.2 ～ 1976.3.1	1976.3.2 ～ 1981.4.1	1981.4.2 ～ 1985.4.1	1985.4.2 ～ 1990.4.1	1990.4.2 ～ 1996.4.1	1996.4.2 ～ 2007.4.1 (注8)	2007.4.2 ～ 2019.4.1	2019.4.2 ～
男 性	20歳	-	-	-	-	-	4	56	26	1
	30	-	-	-	14	7	5	16	18	2
	40	147	68	-	16	10	6	36	28	3
	50	338	83	-	18	12	9	77	63	7
	60	876	201	-	91	34	28	307	119	18
女 性	20歳	-	-	-	-	-	3	10	8	1
	30	-	-	-	25	3	3	11	14	1
	40	216	146	89	34	7	3	18	11	2
	50	519	281	136	48	11	3	39	22	5
	60	1,346	711	311	98	21	3	119	29	10

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注5) 更新後の特約および更新時の内容変更制度により付加された養老買増特約・終身買増特約については零

(注6) 危険保険金は、(普通死亡保険金－責任準備金)。以下同じ

(注7) 配当計算の対象となる保険年度始の年齢。以下同じ

(注8) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

② 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*、特定疾病保障終身特約*に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注9)} \times \text{危険保険金}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例(注10)〕

(単位:円)

契約日・ 性別 現在年齢	～2007.4.1		2007.4.2～	
	男性	女性	男性	女性
20歳	21	2	27	8
30	6	6	18	13
40	53	14	36	22
50	146	43	64	48
60	104	79	204	94

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注9) 更新後の特約については零

(注10) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

③ 災害および疾病関係の配当

a. 配当が性別により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		男性	女性
災害割増特約 ^(*) (災害保険金 100 万円につき)	1976. 3. 2 ~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
傷害特約 ^(*) (災害保険金 100 万円につき)	~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
災害入院特約 ^(*) (災害入院給付金日額 1,000 円につき)	~ 1987. 4. 1	180	330
	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	400	700
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	200	400
	2011. 10. 2 ~	100	300
こども医療特約 (基準保険金 100 万円につき) *		850	700
特定損傷特約 (保険金 1 万円につき) *		50	30

b. 配当が年齢により異なるもの (入院給付金日額 1,000 円につき)

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		~49 歳	50 歳~
疾病入院特約(1976) *	1976. 3. 2 ~ 1981. 10. 1	0	0
疾病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・疾病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2001. 4. 1	900	1,250
疾病入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	500	1,550
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	300	550
	2011. 10. 2 ~	200	400
成人病入院特約(1976) *	~ 1981. 10. 1	0	0
成人病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・成人病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	50	200
成人病入院特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	60	300
女性専用医療特約*	~ 2007. 4. 1	150	300
女性専用医療特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	150	300
長期入院保障特約*	1991. 11. 2 ~ 2000. 10. 1	90	410
新・長期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2001. 4. 1	90	410
長期入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	90	410
	2007. 4. 2 ~	30	150
短期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2002. 11. 1	60	220
新・短期入院特約*	2002. 11. 2 ~ 2007. 4. 1	60	220
	2007. 4. 2 ~	20	80

c. 配当が性別・年齢により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	性 別	契 約 日	現 在 年 齢	
			~49 歳	50 歳~
入院保障特約(A)・(B)・(C) (基準入院給付金日額 1,000 円につき)	男 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	480	280
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,300	1,650
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	500	750
		2011. 10. 2 ~	300	500
	女 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	630	430
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,600	1,950
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	700	950
		2011. 10. 2 ~	500	700

d. 配当が性別・年齢によらないもの

(単位：円)

主 な 特 約		金額
手術保障特約	(基準保険金額 10 万円につき)	0
新・手術特約	(基準給付金額 10 万円につき)	0
こども手術特約	(基準保険金額 10 万円につき)	20
歯科治療特約	(基準保険金額 10 万円につき)	800
女性医療特約	(基準入院給付金日額 1,000 円につき)	100
退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
新退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
レジャー保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	100
総合傷害保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	50

上表の額にさらに配当回数に応じて以下の率を乗じた額とします(注 11)。

配当回数	1～4 回目	5～9 回目	10 回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後(注 12)	0.7	0.4	0.25

(注 11) 主契約の保険期間が 1 年以下の安田生命保険相互会社契約の場合を除く

(注 12) 更新後の支払対象特約は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、災害入院特約、介護年金付終身保険入院保障特約、ファミリー保障特約、疾病入院特約(1976)*、同(1981)*、同(2001)*、新・疾病入院特約*、災害入院特約(1976)*、同(1981)*、新・災害入院特約*、家族疾病入院特約*、同(1981)*、同(2001)*、新・家族疾病入院特約*、家族災害入院特約(1976)*、同(1981)*、新・家族災害入院特約*
上記以外の更新後の特約については零

ウ. 費差配当

保険料払込中の契約について次の①および②の合計額

① 基本部分(主契約および特約ごとに計算する配当)

保険種類		金額
養老保険(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 28.5 円以下
安田の新・養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 28.5 円以下
新種養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	24 円以上 55.5 円以下
生活設計保険	(死亡保険金 1 万円につき)	14 円以上 28.5 円以下
ダイヤモンド保険ゴールド(注 14)	(死亡保険金 1 万円につき)	16 円以上 26.2 円以下
オーダー設計の保険*	(死亡保険金 1 万円につき) 定期部分	13.5 円以下
	(死亡保険金 1 万円につき) 養老部分	1.5 円以上 18.5 円以下
新種こども保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.8 円以上 31.4 円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以上 13.5 円以下
新・定期保険(定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く)*	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
生存給付金付終身保険(注 14)	次の(1)および(2)の合計額	
	(1) 第 2 保険期間の死亡保険金 1 万円につき	1.75 円以上 19.5 円以下
	(2) 保険料 1 万円につき	150 円以下
終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 12 円以下
定期付終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	42.5 円以上 66.5 円以下
特種終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	65.5 円以上 76 円以下
新・終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 12 円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
介護年金付終身保険	(保険料払込終了直前の死亡保険金 1 万円につき)	1.25 円以上
特別終身保険(重度介護年金型)*	(基本保険金 1 万円につき)	8 円
生存給付金付定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1.471 円以上 8 円以下
祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
新・祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	0.2 円
最終生存者終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下

保険種類		金額
特定疾病保障定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
特定疾病保障終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
割増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	18.5 円
定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
収入保障特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	1 円以上 2.5 円以下
逡減定期保険特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	2.5 円以下
生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.3 円以上 4.5 円以下
祝金つき定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.225 円以上 2.17375 円以下
祝金つき定期保険特約(1999) *	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以下
新生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.525 円
特定疾病保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.15 円以下
特定疾病保障終身保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 2.5 円以下
重度障害保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
養老買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
養老保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 8 円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
連生終身保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
最終生存者終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
ファミリー定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
個人年金保険	(1963 年 4 月 1 日以後 1974 年 8 月 1 日以前締結のもの 年金月額 100 円につき)	18.5 円
	(1979 年 5 月 26 日以後締結のもの 年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 11.75 円以下
年金買増特約	(年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 4 円以下
新・年金保険*	(年金原資 1 万円につき)	0.375 円以上 3 円以下
新・年金保険(1994) *	(個別月払営業保険料×払込年数 1 万円につき)	4.5 円以上 7.5 円以下
教育資金付こども保険	(基準保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加 されている場合)(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円以下
養育年金特約	(年金年額 1 万円につき)	14.48 円以上 104.72 円以下
長期就業不能保障保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	(給付金 1 万円につき)	1.25 円

(注 13) 2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

(注 14) ダイヤモンド保険ゴールドおよび生存給付金付終身保険には、災害疾病関係配当を含む

なお、上記にかかわらず、配当回数が第1回目の費差配当率は零とします。

② 上乗せ部分(契約ごとに計算する配当)

主契約および特約の死亡保険金の合計が 1,000 万円以上の契約に対し、配当回数に応じて、保険金額の部分ごとに下表の率を乗じた額

(単位：%)

保険金額	配当回数			
	2～3回目	4～6回目	7～9回目	10回目～
2,000万円以下の部分	0.003	0.005	0.005	0.005
2,000万円超5,000万円以下の部分	0.003	0.020	0.025	0.030
5,000万円超の部分	0.003	0.020	0.020	0.020

- エ. 1981年4月1日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金1万円につき10円の金額
- オ. 1974年から1976年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額1,000円につき185円以下の金額

(2) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

$$\boxed{\text{ミューチュアル・ポイント(注17)の累計} \times \text{ポイント単価} 300 \text{円}}$$

(注15) MYミューチュアル配当の対象商品は次表のとおり

毎年配当タイプ	新通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)
5年ごと利差配当付保険	介護終身年金保障保険(ただし一時払の契約は除く)、限定告知型医療保険、入院保険、医療保険、新医療保険、女性医療保険、新定期保険、通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)
3年ごと利差配当付保険	利率変動型積立終身保険(第2保険期間に年金で支払う部分を除く)
5年ごと配当付保険	組立総合保障保険、終身入院保険、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、限定告知型終身医療保険(解約返戻金抑制型)、がん終身保障保険(解約返戻金抑制型)、認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)、特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、保障選択制定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、3年間災害保障型通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、生活障害保障定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)

(注16) 次表に該当する転換契約の場合、転換前契約の契約時から起算

転換前契約	転換後契約
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと配当付終身入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと利差配当付入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付終身入院保険

(注17) ご契約商品の収益性を反映した内部留保への貢献度に応じて毎年加算するポイント

(3) その他

- ア. 1946年8月11日以後1955年3月31日以前に締結された契約
2022年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法(回数)に応じて責任準備金に67.5%から200%までの率を乗じた金額
- イ. 1955年4月1日以後に締結された契約
零

2. 個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当付保険)

(1) 2023年度の割り振り額

2023年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{責任準備金}}$$

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が1.3%以下の主契約、特約	予定利率+0.30
	予定利率が1.3%超2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
一時払 終身保険(注18)	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50
	1999年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25

区 分		配当基準利回り (%)	
利率変動型一時払通増終身保険、同 (介護保障型)、同 (2016) 利率変動型一時払定期支払金付終身保険 (注 19)		予定利率と同じ	
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前 (注 19)	予定利率と同じ	
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25	
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.00	
	2014年3月1日以後に年金開始を繰下げた契約	0.55	
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15	
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00	
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55	
移行特約 (注 20)	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15	
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00	
	2019年4月2日以後の契約	0.55	
一時払 特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.40	
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約	1.50	
	2011年12月1日以後	第1保険期間が5年の契約	1.50
	2011年12月31日以前の契約	第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約		予定利率と同じ
一時払 個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15	
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15	
	2009年9月2日以後の契約	1.00	
一時払 特別個人年金保険	2007年8月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15	
	2009年9月2日以後の契約	1.00	
一時払部分 (転換、頭金) *		1.50	
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始前)	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25	
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50	
	2013年4月2日以後の契約	1.00	
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始後)	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00	
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15	
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00	
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55	
一時払変額個人年金保険 (超過給付金型、ステップアップ 型、超過給付金型[II型] および年金原資保証型2012)の 一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00	
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55	
個人年金保険 (2011) のうち保険 料払込期間が5年の契約	2011年1月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.25	
	2013年4月2日以後の契約	1.15	
平準払 介護終身年金保障保険 (年金開始後)	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.65	
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30	
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ	
一時払 介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約	予定利率と同じ	
一時払特別養老保険 (指定通貨建) 利率変動型一時払特別終身保険 (指定通貨建) (円建終身保険移行後も含む) 利率変動型一時払保障選択制終身保険 (指定通貨建) [A] 利率変動型一時払保障選択制終身保険 (指定通貨建) [B] (注 19)		予定利率と同じ	

(注18) 最終生存者終身保険、終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払で1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約の配当基準利回りは1.50%（2012年1月2日以降の取扱いは無し）

(注19) 予定利率は契約日（円建終身保険移行後は移行日）ごとに設定

(注20) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2023年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注21）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合（終身保険は80歳払込））。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007年4月1日以前の契約

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	300	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	1,900	1,700	4,700	3,700	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	4,100	5,100	8,700	14,000	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注22)。

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	800	500	700	400	700	500
30	100	100	100	100	400	500	300	300	300	400
40	100	100	100	100	600	400	400	200	500	300
50	600	400	600	600	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	700	400	900	700	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700

b. 2007年4月2日以後の契約（注23）

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	200	600	300	1,200	700	900	800	1,200	1,000
30	300	200	600	300	1,200	800	900	800	1,200	1,000
40	300	200	600	300	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000
50	400	200	1,000	500	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400
60	900	200	4,000	800	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700
	介護終身年金保障 保険（1倍型）		介護終身年金保障 保険（5倍型）		介護終身年金保障 保険（10倍型）					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	400	100	100	100				
30	100	100	400	100	100	100				
40	100	100	400	100	100	100				
50	200	100	400	200	100	100				
60	400	100	1,200	200	100	100				

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注22)(注23)。

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	400	500	300	400	300	400
30	100	100	100	100	300	400	200	200	300	300
40	100	100	100	100	200	300	100	100	200	200
50	300	200	500	400	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100
60	100	100	200	200	100	200	200	100	300	100
	介護終身年金保障 保険(1倍型)		介護終身年金保障 保険(5倍型)		介護終身年金保障 保険(10倍型)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	100	100	100	100				
30	100	100	100	100	100	100				
40	100	100	100	100	100	100				
50	100	100	400	200	100	100				
60	100	100	100	100	100	100				

(注21) 対象外の保険種類は、増定期保険、個人年金保険、特別個人年金保険、利率変動型一時払個人年金保険、個人年金保険(2011)、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、入院保険、こども保険、こども保険(2012)、一時払特別終身保険の第1保険期間、利率変動型一時払増終身保険(含む介護保障型)・利率変動型一時払定期支払金付終身保険の第1保険期間(含む介護発生後の第2保険期間)、移行特約、延長定期保険の生存保険部分、変額個人年金保険、収入保障年金開始後、特別個人定期保険、介護一時金保障特約、軽度介護一時金保障特約、一時払特別養老保険(指定通貨建)、利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A]、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

(注22) 養育年金特約、ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注23) 2019年4月2日以後の契約においては以下のとおり取り扱う

- (i) 「終身保険、養老保険等」において、終身保険・養老保険・新養老保険(いずれも一時払以外)、同保険から変更された払済保険については零
- (ii) 「定期保険等」において、終身保険・養老保険(いずれも一時払以外)が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については零
- (iii) 「定期保険特約等」において、定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については零
- (iv) 「介護終身年金保障保険(1倍型)」および「介護終身年金保障保険(5倍型)」については零

② 医療保険および医療関係特約

2023年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約(注24)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注25)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類								
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約	医療保険	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	男性	女性
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	13,200	16,900
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	12,000	15,400
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	11,200	14,600
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	15,600	18,400
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	10,900	12,800

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	5,500	21,900
	ファミリー保障特約		医療保険		新医療保険 女性医療保険	
	妻型		男性	女性	男性	女性
20		10,300	3,500	7,000	3,600	7,300
30		10,100	3,300	6,700	3,100	6,000
40		6,100	3,100	6,200	2,900	5,600
50		6,900	3,600	6,300	3,200	5,600
60		4,800	2,100	3,900	2,100	3,600

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類	
	入院保険	
	男性	女性
20	1,900	1,900
30	1,900	1,900
40	1,900	1,900
50	1,900	1,900
60	1,900	1,900

(注24) 対象の保険種類は、医療保険、新医療保険、女性医療保険、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)、新・疾病入院特約*、疾病入院特約(2001)*、新・災害入院特約*、新・家族疾病入院特約(除く子型)*、家族疾病入院特約(2001)(除く子型)*、新・家族災害入院特約(除く子型)*、入院保険

(注25) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1~4回目	5~9回目	10回目~
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(2) 2023年度の割り振り累計額

2022年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2023年度の割り振り額を加えた金額を2023年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約(注26)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注26) 2023年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2003年度契約、2008年度契約、2013年度契約および2018年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

$$\boxed{\text{ミューチュアル・ポイント(注17)の累計} \times \text{ポイント単価 300円}}$$

3. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当付保険)

(1) 2023年度の割り振り額

2023年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの

ア. 利差配当

$$\text{（配当基準利回り - 予定利率）} \times \text{責任準備金}$$

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が 1.3%以下の主契約、特約	予定利率+0.30
	予定利率が 1.3%超 2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が 2.0%超 3.0%以下の主契約、特約	1.35
主契約	2000年5月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
生活サポート特約 (年金開始後)	2004年2月1日以後 2007年4月1日以前の契約	1.25
	2007年4月2日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後	1.30
新・生活サポート特約 (年金開始後)	2006年12月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.30
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の介護保障定期保険 特約	2010年5月1日以後 2013年4月1日以後の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
移行特約 (注 27)	2000年5月1日以後 2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.55

(注 27) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除く

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2023年度の割り振り額は対象の特約(注 28)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,700	1,500	3,200	6,800	1,900	8,100
30	1,700	1,500	3,100	4,500	2,100	5,000
40	1,700	1,500	5,800	7,200	3,600	7,700
50	14,600	8,700	12,300	13,800	9,100	14,900
60	29,400	14,700	18,000	18,000	13,000	17,700

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注29）。

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	800	500	700	400	700	500
30	400	500	300	300	300	400
40	600	400	400	200	500	300
50	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	400	700	400	700	500
30	300	400	300	400	300	400
40	500	300	500	300	500	300
50	2,300	2,300	2,000	2,000	2,100	2,000
60	2,500	2,400	2,100	1,900	2,100	1,900

b. 2007年4月2日以後の契約（下表の特約で経過3年以上（注30）が対象）

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	700	900	800	1,200	1,000	1,500	900
30	1,200	800	900	800	1,200	1,000	1,500	900
40	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000	1,500	1,000
50	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400	3,400	2,000
60	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700	8,200	2,100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約					
	男性	女性	男性	女性				
20	2,700	6,600	1,500	7,500				
30	2,600	6,600	1,700	4,500				
40	4,400	5,800	3,000	6,800				
50	7,300	9,700	5,300	11,200				
60	10,200	13,900	6,400	12,500				
	生活サポート終身年金特約							
	2017年4月1日以前の契約		2017年4月2日以後、 2019年4月1日以前の契約		2019年4月2日以後の契約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	1,000	1,400	800	900	1,000	1,300		
30	1,700	2,200	1,500	1,900	1,000	1,600		
40	3,200	5,100	2,900	4,600	1,000	1,900		
50	5,700	5,300	5,000	4,600	2,300	2,600		
60	6,600	5,400	5,900	4,600	2,900	3,000		

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注29)(注30)。

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	400	500	300	400	300	400	300	400
30	300	400	200	200	300	300	300	300
40	200	300	100	100	200	200	200	300
50	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100	1,700	1,500
60	100	200	200	100	300	100	100	100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約		生活サポート 終身年金特約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	200	300	400	400	100	100		
30	200	300	300	400	100	100		
40	200	200	200	300	100	100		
50	1,300	1,200	1,700	1,400	200	200		
60	300	100	100	100	100	100		

(注28) 対象外の保険種類は、移行特約、生活サポート年金・新・生活サポート年金・生活サポート終身年金の年金開始後、積立終身保険の第1保険期間、収入保障年金開始後、がん治療保障定期保険特約、女性特定がん保障定期保険特約

(注29) ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注30) 配当年度(=配当回数)で判断。なお、「定期保険特約等」における定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約および「生活サポート終身年金特約」は、2019年4月2日以後の契約については零

② 医療関係特約(先進医療保障特約以外)

2023年度の割り振り額は対象の特約(注31)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注32)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		災害入院特約		ファミリー保障特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		新・入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	4,100	8,500	5,500	11,000	11,500	12,900	5,500	21,900	10,300	
30	6,400	11,200	5,000	9,900	10,100	11,600	5,500	21,900	10,100	
40	5,800	11,600	4,800	9,500	9,000	10,400	5,500	21,900	6,100	
50	6,100	10,700	5,200	9,000	9,200	9,200	5,500	21,900	6,900	
60	4,000	7,100	3,400	5,900	6,300	6,400	5,500	21,900	4,800	

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類			
	新・入院特約 2014年6月1日以前の契約		新・入院特約 2014年6月2日以後の契約(注33)	
	男性	女性	男性	女性
20	7,600	8,700	4,700	4,100
30	7,500	8,400	4,400	3,400
40	7,700	8,600	4,000	3,800
50	11,100	13,200	12,700	11,500
60	8,300	9,700	8,300	8,600

(注31) 対象の保険種類は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、3大疾病無制限入院特約、新・入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)

(注32) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1~4回目	5~9回目	10回目~
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(注33) 2019年4月2日以後の契約については零

③ 先進医療保障特約

2023年度の割り振り額は年額に換算した保険料に配当率を乗じた額とします。年額保険料1万円に対するハートフル配当の例は以下。

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類			
	先進医療保障特約 2019年4月1日以前の契約(注34)		先進医療保障特約 2019年4月2日以後の契約(注34)	
	男性	女性	男性	女性
20	3,370	2,850	2,810	3,680
30	3,370	2,850	2,720	3,640
40	3,270	3,230	3,410	3,770
50	4,040	4,560	4,850	5,450
60	5,260	5,580	5,700	6,670

(注34) 2018年6月1日以前、2022年1月2日以後の契約については零

(2) 2023年度の割り振り累計額

2022年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2023年度の割り振り額を加えた金額を2023年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約(注35)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注35) 2023年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約、2011年度契約および2014年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注17)の累計×ポイント単価300円

4. 個人保険・個人年金保険(5年ごと配当付保険)

(1) 2023年度の割り振り額

2023年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの(注36)。

(注36) 割り振りの対象となる保険種類は、終身入院保険、終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、生活サポート定期保険特約、生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約、家計保障年金特約、3年間災害保障型通増定期保険(低解約返戻金型)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、生活障害保障定期保険、保障選択制定期保険(生活障害保障型)、保障選択制定期保険(がん保障型)、利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)、認知症保障特約(無解約返戻金型)、認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)、軽度認知障害保障特約(無解約返戻金型)、軽度認知障害終身保障特約(解約返戻金抑制型)、早期発見・治療支援特約、重症化予防支援特約、利率変動型一時払特別終身保険、特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)、限定告知型終身医療保険(解約返戻金抑制型)、がん検診支援給付金付女性がん保障特約、がん終身保障保険(解約返戻金抑制型)、がん治療充実終身保障特約(解約返戻金抑制型)、特定自費診療がん薬物治療保障特約(無解約返戻金型)、終身入院特約、新・入院特約、先進医療保障特約

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金		
区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約		予定利率+0.30
(充当)一時払の以下の特約 終身入院増特約、定期保険特約、終身保険特約、 介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
平準払 介護終身年金給付特約 (年金開始後)	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
平準払 生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 生活サポート終身年金特約	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	年金開始前 1.50 年金開始後 1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.00
家計保障年金特約 (年金開始後)	2014年6月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
利率変動型積立終身保険 (低解約返戻金型・指定通貨建)、利率変動型一時払特別終身保険		予定利率と同じ

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額 (注 37)

(注 37) 対象外の保険種類は、保障選択制定期保険 (がん保障型)、3年間災害保障型通増定期保険・生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) から移行した払済保険、3年間災害保障型通増定期保険の通増率変更以後の保険期間、生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) の第2保険期間、介護終身年金給付特約・介護サポート終身年金特約の介護発生後の契約、生活サポート終身年金特約・家計保障年金特約の年金開始後の契約。

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率} \times \text{危険保険金}$$

ただし、更新後の特約については零

[危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例 (保険年齢)]

・満年齢方式による契約は、下記の表に所要の調整を行なう

a. 2017年4月1日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	35
30	14	12	42	51
40	25	8	76	129
50	58	18	295	291
60	108	22	696	539
	生活サポート定期保険特約 (注 38)			
	男性	女性		
20	15	20		
30	26	28		
40	58	84		
50	190	180		
60	425	315		

b. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	25
30	14	12	38	44
40	25	8	68	113
50	58	18	272	245
60	108	22	625	431
	生活サポート定期保険特約 (注38)		生活障害保障定期保険 (注38)	
	男性	女性	男性	女性
20	13	11	11	10
30	23	22	21	17
40	52	72	47	70
50	176	150	134	133
60	392	253	384	248

c. 2019年4月2日以後の契約 (注39)

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	1	-	22	17
30	1	-	18	28
40	1	1	28	54
50	3	2	122	121
60	7	3	311	230
	生活サポート定期保険特約 (注38)		生活障害保障定期保険 (注38)	
	男性	女性	男性	女性
20	1	1	11	10
30	1	2	21	17
40	3	5	47	70
50	15	14	134	133
60	51	32	384	248
	保障選択制定期保険(生活障害保障型) (注38)			
	男性	女性		
20	1	1		
30	1	2		
40	3	5		
50	15	14		
60	51	32		

(注38) 満年齢方式による金額

(注39) 2019年4月2日以後の契約のうち、定期保険特約・終身保険特約・生活サポート終身年金特約の一時払契約、および介護終身年金給付特約・3年間災害保障型通増定期保険については、表bを適用

また、a.、b.およびc.について主契約の割り振り回数が10回目を以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します(ただし、生活障害保障保険および保障選択制定期保険(生活障害保障型)は除きます)。

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	性 別	
	男性	女性
20	1	1
30	2	1
40	3	2
50	1	2
60	4	1

② 災害および疾病に関する危険差配当

主契約・特約名	配当金額
終身入院保険、終身入院買増特約、終身入院特約、新・入院特約（注 40）	契約日、性別、現在年齢および配当回数に応じて、基準入院給付金日額 1,000 円について 26 円から 1,033 円までの額
先進医療保障特約（注 41）	契約日、性別および現在年齢に応じて、保険金額 1 円について 128 円から 5,265 円までの額

（注 40）「終身入院特約」および「新・入院特約」において、2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

（注 41） 2018 年 6 月 1 日以前、2022 年 1 月 2 日以後の契約については零

（2）2023 年度の割り振り累計額

2022 年度の割り振り累計額を積立利率（0.001%）で付利し、2023 年度の割り振り額を加えた金額を 2023 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約（注 42）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注 42）2023 年度に 5 年ごとの契約応当日が到来する契約は、2013 年度契約および 2018 年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零とします（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含まれます）

（3）MY ミューチュアル配当

MY ミューチュアル配当の対象商品（注 15）について、ご契約いただいてから 20 年経過後および以後 10 年経過ごとの初めての契約応当日（注 16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注 17) の累計× ポイント単価 300 円

5. 団体保険

(1) 団体定期保険、総合福祉団体定期保険、団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険、新・団体定期保険

下表の配当率 × 危険差益 (注43)

(単位：%)

保険種類 団体の被保険者数	団体定期保険 (注44) 総合福祉団体 定期保険〔ヒューマン ケア特約を含む〕(注45)	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約、引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加しない部分・ 消費者信用団体 生命保険	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約を付加した 部分	団体信用保険の うち引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加した部分	新・団体定期 保険 (注44)
～ 24人	14	10	8	10	—
25～ 49	28	20	18	18	—
50～ 99	28	20	18	18	15
100～ 199	40	30	28	28	20
200～ 349	48	40	38	35	25
350～ 499	53	50	47	44	35
500～ 999	63	58	55	52	43
1,000～ 1,999	74	64	61	59	55
2,000～ 3,499	84	69	66	64	66
3,500～ 4,999	90	75	70	70	74
5,000～ 9,999	95	80	73	75	83
10,000～ 99,999	97	87	77	78	90
100,000～ 299,999	97	90	80	80	90
300,000～	97	97	85	85	90

(注43) 無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除く

(注44) 団体定期保険に関し、基準加入率35%が未達となるものの所定の条件に該当する契約については、上記の配当率に0.25から0.95の係数を乗じたものを配当率とする。新・団体定期保険についても同様、上記の配当率に0から0.90の係数を乗じたものを配当率とする

(注45) 総合福祉団体定期保険は団体の被保険者数が500人以上の場合、支払率(保険金支払額/純保険料)に応じ以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

(単位：%)

団体の被保険者数	支 払 率			
	30%超 40%以下	20%超 30%以下	10%超 20%以下	10%以下
500～ 999	72.0	74.5	76.5	78.0
1,000～ 1,999	83.5	86.0	87.5	88.0
2,000～ 3,499	90.0	91.0	92.0	92.5
3,500～ 4,999	94.0	94.5	95.0	95.5
5,000～ 9,999	97.0	97.3	97.6	97.8
10,000～	98.0	98.3	98.5	98.7

(2) 団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約

(配当基準利回り－予定利率) × 責任準備金

ただし、負値の場合はこれを零とします。

区 分	配当基準利回り (%)
予定利率が2%以下の契約	1.50
予定利率が2%超 3%以下の契約	1.35
予定利率が3%超 4%以下の契約	1.10
予定利率が4%超の契約	0.70

(3) 団体終身保険 (個人扱被保険者)

一時払退職後終身保険に準じます。

(4) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

配当基準利回り：1.50%

イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

6. 団体年金保険

団体年金保険の利差配当率は、主としてインカムゲインからなる基本部分指標利回りと、主としてキャピタルゲインからなる時価変動部分指標利回りに、それぞれの還元率を乗じて計算します。

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険、国民年金基金保険

次のアの額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除く特則一般勘定部分)(予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	1.25
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.00
厚生年金基金保険、国民年金基金保険(予定利率0.75%)	0.75

(2) 企業年金保険、新企業年金保険、新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行いません。また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分) (予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除があり)	1.25
新企業年金保険(02)の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.00
企業年金保険、新企業年金保険(予定利率0.75%)	0.75

イ. 責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当

遺族年金特約を付加した契約について、 $\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 99人	50
100～199	60
200～299	70
300～499	80
500～999	90
1,000～	95

(3) 拠出型企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
拠出型企業年金保険(02)(予定利率1.25%)	1.25

イ. 責任準備金関係配当
 予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当
 上記(2)ウに同じ

(4) 団体生存保険、新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

$(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}$

(単位：%)

商品	率 [予定利率+利差配当率]
団体生存保険、新団体生存保険 (予定利率0.75%)	0.75

イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

7. 財形保険・財形年金保険

零

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険 (個人型)

次のアおよびイの合計額

ア. 普通死亡部分に対する配当

$\text{危険差配当率}[\text{普通死亡部分}] \times \text{死亡保険金}$

危険差配当率〔普通死亡部分〕は死亡保険金10万円につき、被保険者の現在年齢に応じて5円から220円までの額

イ. 入院給付部分に対する配当

$\text{危険差配当率}[\text{入院給付部分}] \times \text{入院給付金日額}$

危険差配当率〔入院給付部分〕は入院給付金日額1,000円につき、被保険者の性別、現在年齢、および配当回数に応じて250円から1,330円までの額

(2) 医療保障保険 (団体型)

$\text{下表の率} \times \text{危険差益}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 49人	25	350～ 499人	45	3,500～ 4,999人	65
50～ 99	30	500～ 999	50	5,000～	70
100～ 199	35	1,000～ 1,999	55		
200～ 349	40	2,000～ 3,499	60		

(3) 団体がん保障保険

$\text{下表の率} \times \text{危険差益}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 24人	8	350～ 499人	26	3,500～ 4,999人	45
25～ 99	11	500～ 999	29	5,000～ 9,999	47
100～ 199	15	1,000～ 1,999	36	10,000～	50
200～ 349	22	2,000～ 3,499	42		

9. 就業不能保障保険

- (1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約
次のアからウの合計額。ただし、合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における利差配当に同じ

イ. 危険差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における危険差配当に同じ

ウ. 費差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における費差配当に同じ

- (2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
50 ～ 99 人	10
100 ～ 349	15
350 ～ 999	20
1,000 ～ 1,999	25
2,000 ～	30

- (3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 399 人	15
400 ～ 1,999	20
2,000 ～ 4,999	25
5,000 ～ 9,999	30
10,000 ～ 99,999	35
100,000 ～	50

- (4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 24 人	5
25 ～ 99	10
100 ～ 199	15
200 ～ 299	20
300 ～ 499	25
500 ～ 999	30
1,000 ～ 1,999	35
2,000 ～ 3,499	40
3,500 ～ 9,999	45
10,000 ～	50